

検証結果報告書

(第一次)

～東北新社の外資規制違反等の問題について～

令和3年6月4日

総務省

情報通信行政検証委員会

【目次】

はじめに.....	1
第1 委員会の概要.....	2
1 本報告書の検証対象	2
2 委員会の体制等	2
3 委員会の具体的な活動状況.....	3
4 本報告書の構成と骨子.....	4
第2 平成29年（2017年）の東北新社グループへの認定及び認可に関連する政策の動向等.....	6
1 BS（左旋）における4K・8K放送の推進について（平成29年（2017年）1月の認定関連）	6
2 CS放送のHD化に伴う事業の承継・集約について（平成29年（2017年）10月の承継認可関連）	7
第3 東北新社の認定、認可の経緯と会食概要.....	8
1 平成29年（2017年）1月の衛星基幹放送事業者の認定関係.....	8
2 衛星基幹放送事業者の地位の承継の認可.....	9
3 会食等の概要	11
第4 平成29年（2017年）の東北新社グループへの認定及び認可に関連する放送法の外資規制等に係る規定等.....	12
1 平成29年（2017年）1月の衛星基幹放送事業者の認定関係.....	12
2 平成29年（2017年）10月の認定基幹放送事業者の地位の承継の認可関係	13
第5 認定事実を踏まえた当委員会の評価.....	15
1 平成29年（2017年）1月の衛星基幹放送事業者の認定関係.....	15
2 平成29年（2017年）10月の認定基幹放送事業者の地位の承継の認可関係（BS（左旋）4K事業の承継）.....	16
3 平成29年（2017年）10月の認定基幹放送事業者の地位の承継の認可関係（CS（右旋）3事業の承継）.....	18
第6 委員補足意見.....	20
【別紙1】東北新社の認定・認可の時期に近接した会食の一覧.....	21
【別紙2】事実認定の補足説明	22
略語一覧.....	26
参考資料.....	27

はじめに

令和3年(2021年)1月以降、総務省幹部職員と東北新社グループ及びNTTグループの幹部との間で行われた国家公務員倫理法に抵触する会食等が発覚し、それらにより行政がゆがめられたのではないかとの疑念を持たれる状況となった。情報通信行政検証委員会は、こうした疑念について客観的かつ公正に検証することを目的に、同年3月16日に設置された。

当委員会では、

- ・ 会食等の調査は、東北新社グループ案件が先行していたこと
 - ・ 東北新社は、衛星基幹放送事業者の認定申請時(平成28年(2016年)10月)から放送法の外資規制に抵触していたことが確認され、取消処分が行われる事態に至ったこと
 - ・ 外資規制への抵触について総務省職員が報告を受けたか否かについて、両当事者の主張が明らかに食い違い、その解明が喫緊の課題というべき状況にあったこと
- から、まずは平成28年(2016年)に行われた東北新社に係る認定申請及びその前後の過程で、会食により行政がゆがめられることがあったか否かの検証から着手することとした。

本報告書(第一次)は、上記の観点から検証対象を絞った形で行った当委員会の検証結果を取りまとめたものであり、当委員会は、引き続き総務省における他の情報通信行政についても検証を行い、すべての検証が終了した段階で再発防止も含めた提言をすることとしたい。

第1 委員会の概要

1 本報告書の検証対象

本報告書では、総務省幹部職員と東北新社グループとの間の会食等により行政がゆがめられたのではないかとの疑念について検証するため、平成28年(2016年)10月に行われた東北新社に関する衛星基幹放送事業者の認定申請と平成29年(2017年)1月に行われた同認定及び同年10月に行われたメディアサービス社による衛星基幹放送事業者の地位の承継の認可を中心に検証を行った。

2 委員会の体制等

(1) 当委員会は、以下のとおり、すべて民間の外部有識者で構成されている。〈参考1〉

委員会 委員 4人

鹿喰 善明	明治大学総合数理学部専任教授
原田 久	立教大学法学部教授
横田 響子	株式会社コラボラボ代表取締役
吉野 弦太 (座長)	弁護士 (のぞみ総合法律事務所パートナー)

(2) 資料の収集、保全、分析を機動的に行うため、当委員会の下に事務局職員を配置することとしたが、その手続や分析の適正を確保するため、事務局員はすべて以下の弁護士(以下「補助弁護士」という。)で構成した。

補助弁護士 4人

浦田 理有	中央銀座法律事務所
加藤 剛志	加藤剛志法律事務所
川見 未華	櫛の木総合法律事務所
馬場 亨二	馬場亨二法律事務所 (総務省大臣官房秘書課監察室長を委嘱)

(3) 当委員会が直接、又は補助弁護士を介して資料の徴求や基礎的事項の整理等を指示する総務省職員も総務省大臣官房職員(以下「補助職員」という。)12人に限定した。なお、補助職員は全員、情報通信行政を担当する部局への在籍経験を有さない者を選定した。

(4) 上記のような体制の下、収集した資料は、当委員会の委員、補助弁護士及び補助職員のみが閲覧できる環境で管理するものとした。また、当委員会の委員、補助弁護士及び補助職員は、検証活動の過程で知り得た秘密について、委員会終了等によりその身分を失った後も含め、正当な理由なく外部に公開し、又は漏らさないものとした。

3 委員会の具体的な活動状況

(1) 令和3年(2021年)3月17日に第1回委員会を開催したのを皮切りに、全17回にわたり、協議・ヒアリング等の検証活動を行った。〈参考2〉

検証の大方針としては、以下のとおり確認した。

- ・ 行政プロセスは本来的に透明性や公平性が確保されるべきものであるから、その説明責任は総務省にあり、行政文書に当たると否とを問わず決裁過程の文書・メール等は関係部門等から幅広く提出してもらい、客観的資料に基づいて行政プロセスが証明されたかを厳しく検証すべきである。
- ・ 上記をベースに、総務省の内外を問わず、必要な範囲で関係者のヒアリングを実施する。
- ・ 総務省外に情報提供窓口を設置し、適切な範囲で総務省職員に周知し情報提供を呼びかける。ただし、通報があった場合、通報者保護の観点から当委員会にて個別協議し、通報の有無・内容の開示の可否を決定する。〈参考3、参考4〉

(2) 関係部門等からの資料収集に関し、当委員会は、衛星放送行政や衛星基幹放送事業者に係る許可事務を所管する情報流通行政局に対して、総務省ファイルサーバや書庫に保存されている、検証対象事項に関連すると思料する一切のデータ・文書の提出を求めるとともに、ヒアリング対象者に対して、保存形態は問わず、スケジュール帳、メモ帳、業務に使用した文書、メール等の総務省が組織で保管していない個人的な手控えについて幅広く提出を求めた。その結果、文書は約20冊・1.2万枚、電子ファイルは約6,800ファイル(約5,500メガバイト)の提出を受けた。

しかし、それらの資料の多くは、平成29年(2017年)1月の認定及び同年10月の認可のプロセスにおける申請書案や実際の申請書、決裁文書、担当者チェックリスト、審査マニュアルなど、それ自体は職員の検討・判断過程の実態を示すものではなく、また、保存期間等との関係で基礎的な資料の保存がなかったり、本件において存在してもおかしくないはずの東北新社とのやり取りに関するものも見当たらなかったりした。こうした結果については任意による調査の限界を感じさせるものであったが、他方で、こうした資料の欠如が、結果として総務省において、自ら行った行政プロセスの正当性、公平性を証明できないこととなり、後述するような当委員会による判断につながった。

一方、当委員会は、東北新社に対し関連資料の提出を求めたところ、同社設置の特別調査委員会の了解も得て、社内検討資料や報告資料、総務省とのやりとり等に係る電子メールなど、相当数の具体資料(約90ファイル(約20メガバイト)の電子ファイル)の提供を受けることができた。

当委員会で把握した総務省職員の言動に関する資料の多くは、東北新社から提供された、同社内の社員間のやり取りに関するものであり、これらは、伝聞証拠と位置付けられるものゆえ、慎重に証拠評価をする必要がある。しかし、これら一連の資料が、当委員会の入手した他の資料で欠けていた部分を埋めて、事実の流れを合理的かつ的確に説明することが可能な資料で

あったこと、それらに対し、総務省職員からは具体的かつ合理的な反論、反証がなされなかったことを相対比較した結果、その言動があった可能性が高いとの心証につながるものが少なくなかったことは付言しておきたい。

- (3) ヒアリングについては、当委員会が直接聴取する形で、9日間で延べ20回、計23時間行った。〈参考5〉

総務省に対しては、平成29年(2017年)に行われた東北新社グループに係る認定及び認可のプロセスに関与した総務省職員を中心に、当時の情報流通行政局の職員¹13人に対してヒアリングを行った。また、当時の情報流通行政局長については体調不良のため、委員会の質問、本人の回答を書面により行った。

一方、東北新社に対しても、上記過程に申請者側として中核的に関与したと思料される東北新社の2人に対してヒアリングを実施した他、東北新社から受領した資料について随時事実確認を行い、委員会において分析を行った。

なお、若干付言すると、東北新社の外資規制違反にまつわる当時の対応やその時期に重なる会食等について、東北新社側の説明は(その信憑性は慎重に評価すべきであることは当然として)相応に具体的であったのに対し、総務省職員の説明は、自ら行った決裁や決裁手続に向けた準備でありながら、多くの職員が「覚えてない」との発言を繰り返し、行政事務が透明性をもって公正に行われたことを積極的に、説得的に説明することができなかったこと及び一部職員については当委員会が東北新社から資料を得て指摘をするまで会食等の事実を申告しなかったことは、この検証作業が今後のより良い総務行政のあり方に資するための取組であることに照らすと、残念な結果と言わざるを得ない。

4 本報告書の構成と骨子

- (1) 本報告書については、背景となった政策動向等(後記第2)、特に東北新社グループと総務省との関わり合いに関する事実認定(後記第3)、事実認定に関連する放送法の諸規定等の整理(後記第4)、認定事実を下に行政がゆがめられたか否かに関する当委員会の評価(後記第5)、個別委員の意見など本報告書全体についての補足(後記第6)という構成としている。なお、巻末には、本報告書で活用した主な資料を掲載しているが、今後の検証等との関係で掲載しない資料がある。

- (2) 本報告書の骨子は、以下のとおりである。

- ① 総務省情報流通行政局衛星・地域放送課は、平成29年(2017年)8月頃、東北新社から、同社が放送法の外資規制違反の状態にあることの報告を受け、これを認識した可能性が高く、それにもかかわらず、放送法に基づきBS(左旋)4Kの認定について取消しに向けた対応を行わず、むしろ同社子会社による事業承継について追認した可能性が高い。この点で、

¹ 当時の情報流通行政局の衛星・地域放送課の職員のみならず、同局幹部や同局他課の職員を含む。

同課の行為は行政をゆがめたとの指摘は免れない。

- ② BS（左旋）4Kの認定を受けて事業を行う事業者が少ない中、普及を推進する衛星・地域放送課にとって、放送法の規定上は是正措置を講じる余地なく認定を取り消すこととなる結果に躊躇し、事業承継を追認することが政策推進のためになるとの自己正当化の下、放送法に沿った対応をしなかったのではないかと推測される。
- ③ 上記②に加え、承継の認可手続の前後に認められた国家公務員倫理法に抵触する会食等に関する資料（必ずしも十分なものではない。）によっても、これらの会食等があったことにより行政がゆがめられたとまで認めるに足りる事情は確認できなかった。しかし、それによりこれらの会食等が正当化される余地は全くなく、国民の行政に対する信頼を著しく損なうものであったことは明らかである。当委員会としては、今後も他の情報通信行政について検証を行う中で、繰り返された会食等が、許認可行政という性質とも相まって馴れ合い意識やムラ意識が醸成された可能性も視野に検証を行っていく。

第2 平成29年(2017年)の東北新社グループへの認定及び認可に関連する政策の動向等

1 BS(左旋)における4K・8K放送の推進について(平成29年(2017年)1月の認定関連)

(1) 4K・8K放送²については、平成25年(2013年)5月31日の「放送サービスの高度化に関する検討会」で、BS(右旋)、CS(左旋)等を主要な伝送路として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年に4K・8K放送が普及し、多くの視聴者が市販のテレビで4K・8K番組を楽しんでいることを目標とするロードマップが取りまとめられた。

BS(左旋)については、「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」の平成26年(2014年)9月第一次中間報告で、BS(左旋)の国際調整の動向等を踏まえつつ、具体化することとされた。

(2) その後、BS(左旋)については、平成27年(2015年)7月の第二次中間報告で、平成30年(2018年)に4K・8K実用放送を開始するというスケジュールが示され、2025年頃には、関係者の取組により現在の右旋の受信環境と同程度に左旋についても新規の受信機の設置等による受信環境の整備が進むことが期待されており、4K・8K実用放送のための伝送路として位置付けられたBS(左旋)及びCS(左旋)において多様な実用放送の実現を目指すこととされた。ただし、左旋は、多くの民間放送事業者が事業として参入するにはその受信環境が整備されるまで一定の期間を要することが想定されると指摘されており、長期的な普及・促進が課題であった。

当時、総務省は、このスケジュールに沿って4K・8K実用放送を実現させる方針であった。

(3) これを受けて総務省は、平成28年(2016年)6月に放送法施行規則(総務省令)や放送法関係審査基準(総務省訓令)を改正し、BS(左旋)を含む4K・8Kに係る衛星基幹放送業務に係る認定に関する申請書記載事項や審査基準を定めるなどの準備を進めた。

(4) 申請は、平成28年(2016年)9月15日から10月17日が受付期間とされ³、平成29年(2017年)1月24日に、BS(右旋)・BS(左旋)・CS(左旋)全体で、東北新社のBS(左旋)番組を含む11社19番組の認定がなされた。

もっとも、BS(左旋)・CS(左旋)については、専用の受信設備が新規に必要ななどの課題や左旋帯域での放送事業者の事業運営の厳しさもあり⁴、公募に対して認定可能な

² 4Kは現行のハイビジョンに比べて4倍の画素数、8Kは16倍の画素数を有しており、4K・8K放送により、超高精細で立体感と臨場感ある映像を楽しむことが可能となる。(令和2年版情報通信白書)

³ 認定申請マニュアルに記載されるとともに、前日の9月14日に行った報道発表においてもその旨記載。

⁴ 令和2年(2020年)12月15日「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ報告書(案)」

周波数が埋まらなかった。審査においても認定可能な周波数が不足しなかったことから、東北新社の番組を含むBS（左旋）については、すべての申請に対して認定が行われた⁵。

2 CS放送のHD化に伴う事業の承継・集約について（平成29年（2017年）10月の承継認可関連）

(1) 上記の「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」の第一次中間報告及び第二次中間報告でCS（右旋）はSD放送が大半であるため、視聴者のニーズに応える観点から、HD化を行う必要がある旨が指摘されていた。

(2) 総務省では、これを踏まえて検討を進め、平成29年（2017年）6月、

- ・ 東経110度CS放送のHD化を推進するため、公募認定を実施
- ・ 既存のHD番組の周波数の効率化を図り、その分を既存のSD番組のHD化に活用⁶
- ・ 可能な限りHD化を推進する観点から、既存のSD番組のHD化を優先して認定との方針を省内で取りまとめた⁷。

(3) この方針を受けたCS（右旋）のHD化に係る衛星基幹放送事業者の認定に係る放送法関係審査基準の改正については、平成29年（2017年）6月にパブリックコメントが開始され、8月4日に施行された。

この基準では、事業者割り当て可能な周波数が不足している場合、既存SD番組のHD化に係る申請で、申請者の既存番組から12スロット以上を廃止・削減するものを優先するとされた。また、申請受付期間は、平成29年（2017年）9月22日から10月23日までの間とされた。

(4) この基準の下、SD番組のHD化の認定を優先的に受けるためには、自身が有する既存のHD番組の効率化により、追加的に必要なスロットを捻出することが必要となるが、効率化できる番組を有しない場合は、上記の認定申請受付の前に、事業譲渡等により、他の事業者との間で既存の番組を承継・集約し、スロットの捻出を可能とすることが必要となる。

このため、実際に、平成29年（2017年）8月から9月にかけてメディアサービス社を含む4事業者から、放送法上の衛星基幹放送事業者の地位の承継の認可申請が行われた。

※ これらの申請のうち、3事業者については、いずれも既存のCS（右旋）事業を承継・集約するものであるが、メディアサービス社については、同様の承継・集約以外に、認定を受けて事業開始に至ってもいない東北新社のBS（左旋）4K事業の承継が含まれており、こうした動向の中では異質なものであった。

⁵ 平成29年（2017年）1月11日電波監理審議会資料。民放に対し指定可能な周波数はBS（左旋）で6番組であるのに対し、申請はBS（左旋）で4番組であったとされている。

⁶ 従前のHD放送は16スロット（帯域（1トランスポンダ=48スロット）の3分の1）を必要としていたのが、技術の進展により、12スロットで放送が可能とされた。

⁷ 平成29年（2017年）6月20日に省幹部に説明した。

第3 東北新社の認定、認可の経緯と会食概要

当委員会が認定した、平成29年(2017年)の東北新社グループへの認定及び認可の際の総務省と東北新社のやり取り等並びにこれらに近接する時期に行われた総務省と東北新社の間の会食についての事実関係の概要は以下のとおりである(別紙1参照)。

なお、東北新社の外資規制違反の認識や対応に関する東北新社側の主張と総務省側の主張は、一部明らかに食い違っており、それらに対する委員会としての証拠の評価等の詳細は、別紙2のとおりである。

1 平成29年(2017年)1月の衛星基幹放送事業者の認定関係

- (1) 平成28年(2016年)10月17日(月)、東北新社は、第2の1(4)の衛星基幹放送業務に係る認定申請として、BS(左旋)4K事業である「映画エンタテインメントチャンネル」(後に「ザ・シネマ4K」に番組名を変更)の認定を求める申請書を提出した。〈参考6〉

同社の外資比率は、平成28年(2016年)9月末時点で既に20.75%であったが、同社は、申請書中の事業計画の別紙(3)に記載された主たる外国法人の出資者に係る議決権比率の合計が14.47%であったことから、外資規制(第4の1(1)参照)に抵触しないと判断し、申請書の「欠格事由の有無」欄中の「無」欄にレ印を付して申請を行った。

なお、当該申請について東北新社は、BS(左旋)4Kについては総務省の推進にもかかわらず参入希望事業者が多く存在しない中、同社は国の施策に協力するという判断を背景に申請を行った旨を主張している⁸。

- (2) これに対して総務省は、所要の決裁及び電波監理審議会への諮問・答申を経て、平成29年(2017年)1月24日(火)付けで、衛星基幹放送事業者の認定を行った。その際、担当者は、当時の衛星・地域放送課における標準的な運用(第4の1(2)参照)に則り、上記申請書の「欠格事由の有無」欄及び別紙(3)の記載にのみ基づき、外資規制に抵触しないと判断したものと認められる。

また、審査の過程では、外資比率について、衛星・地域放送課の中で誰が責任を持ってチェックをするかの分担が、必ずしも明確になっていなかったと認められる。

- (3) また、東北新社の外資比率は、平成29年(2017年)3月末時点で22.08%であるなど、20%を超え続けていたと考えられるが、同社は、当該認定後、同年10月に当該認定事業がメディアサービス社に承継されるまでの間、外資比率が15%以上の衛星基幹放送事業者が行う外資比率の公告(第4の1(5)参照)を行っていない。

⁸ 令和3年(2021年)5月24日 東北新社特別調査委員会 調査報告書 p39

2 衛星基幹放送事業者の地位の承継の認可

(1) 遅くとも平成29年(2017年)7月上旬には、東北新社は、第2の2(4)の衛星放送事業者の地位の承継の認可申請に先立って、同社が3事業者のCS(右旋)事業を承継することについて、東北新社の(担当者)甲氏と総務省の(担当者)Aとの間で承継時期やスケジュールも含めた事前相談を行っており、同年7月28日(金)に、当該承継について対外的に公表した。

(2) 平成29年(2017年)8月4日(金)、東北新社の(担当者)甲氏が、同社が外資規制に抵触しており、このままでは放送法上、3事業者の事業を承継できない可能性を認識し、社内で事実確認等を開始したと推定される。

一方、(担当者)甲氏は、上記(1)の事前相談については、これと並行して引き続き行うこととし、同年8月5日(土)頃に、東北新社が3事業者の事業を承継する認可申請書の案を総務省に送ったものと考えられる。同案では、東北新社が欠格事由に該当しない旨が記載されるとともに、別紙(3)に記載された主たる外国法人の出資者に係る議決権比率の合計が15.3%であった。総務省職員が、その数字を見て、東北新社に外資比率の公告を求めた事実は確認されていない(第4の1(5)参照)。<参考7>

(3) 平成29年(2017年)8月7日(月)に、東北新社の(担当者)甲氏が、外資規制違反の状況、経緯、対策等を取りまとめた報告書を同社の(役員)乙氏、(役員)丙氏、(役員)丁氏にメールで送信したが、当該報告書では、同社の外資比率が、上記1(1)の申請段階から20%を超えていて、外資規制に抵触していたことが示されている。

これを受けて、(役員)乙氏は、総務省井幡衛星・地域放送課長に面会予約の電話をしたが、夏季休暇を理由に会えず、そのかわりに総務省鈴木総務課長に会いに行き相談をした等と主張するが、別紙2の第1記載のとおり、かかる主張には客観的資料との矛盾もあり、事実解明ができたとは言い難く、そもそも会った事実がない可能性、会ったとしても外資規制違反について相談をしていないか、相談をしていたとしても、ごく一般的な法律解釈を確認したに過ぎない可能性など様々な可能性が想定される場所である。

(4) 平成29年(2017年)8月15日(火)、東北新社の(役員)丁氏は、同社社長等に対し、「外資規制への対応について」と題する書面にて報告を行った。同報告書には、衛星放送事業者の場合、間接出資規制はないため、東北新社が出資して設立する子会社にBS4Kの認定を承継させること自体は問題がないことの記載に続いて、「※総務省 鈴木総務課長確認済み」「今後については先方、鈴木総務課長、井幡衛星・地域放送課長、当方、(役員)丙・(役員)乙で進めることで確認済」等との記載が見られるが、間接出資規制の適用のない衛星放送事業者が子会社を設立して承継させることが外資規制違反に当たらないという解釈それ自体は一般的な法令解釈である上、上記(3)の事情を考慮すると、同報告書の記載からは、鈴木総務課長に何の事実をどこまで告げて確認したのかまでは判然としない。

- (5) 平成29年(2017年)8月16日(水)、東北新社は、同社を承継会社とする事業承継を中止する旨を対外的に公表した。その旨は、東北新社の(担当者)甲氏から総務省の(担当者)Aに対しメールで事前に報告されたが、同メールには、「当社では承継できないことが判明しましたため、現在、承継先の見直しを行っております。」と記載されている。〈参考8〉
- (6) 平成29年(2017年)8月17日(木)、東北新社内では、(役員)乙氏が(役員)丁氏との間で、翌18日(金)に井幡課長に報告に行くこと及び具体的な時間を話し合い、18日(金)夕方頃、(役員)乙氏及び(役員)丁氏は、井幡課長を訪問し、東北新社が外資規制違反の状況にあること、そのため子会社を設立して事業の承継を計画していることについて説明を行い、井幡課長は、遅くともこの頃、これを認識し、その後この問題状況を課内に共有した可能性が高いと認められるが(別紙2の第2参照)、放送法の規定に従って東北新社の認定を取り消すための対応を行った形跡は見られない。
- (7) (6)の話し合いの後、井幡課長から(役員)乙氏に、東北新社のBS(左旋)4Kの認定についても速やかに新会社に承継するよう連絡があったと推定されるが、これを踏まえて東北新社は、CSの3事業とBS(左旋)4Kの事業を併せて承継する認可の申請書の作成に向け、平成29年(2017年)8月22日(火)、東北新社の(担当者)甲氏他数名と総務省の(担当者)A他数名の間で、かかる承継スキームに基づく認可の申請に係る打合せを行った。東北新社からは、同社の100%子会社を新設し、当該子会社が東北新社及びスカパー社、スーパー社、ファミリー社の3者から事業承継を受けた上で承継認可の申請を行う枠組みが書面で示された。その後、総務省側は、新設子会社の職員配置等について指導した。〈参考9〉
- (8) 平成29年(2017年)8月23日(水)、東北新社は、取締役会(書面決議)において、同社100%新設子会社として、メディアサービス社を同年9月1日に設立する旨の決議を行った。
- (9) 平成29年(2017年)8月25日(金)、東北新社は、メディアサービス社が3事業者のCS(右旋)事業及び東北新社のBS(左旋)4K事業を承継する認可申請書の案について、衛星・地域放送課への事前相談を行った。
申請書案では、欠格事由に該当しない旨が記載され、別紙(3)の「主たる出資者及び議決権の数」においては、東北新社が議決権の100%を占める旨が記載されていた。〈参考10〉
- (10) 平成29年(2017年)9月11日(月)、メディアサービス社が、3事業者のCS(右旋)事業及び東北新社のBS(左旋)4K事業の承継に係る認可を求める申請書を正式に提出した。議決権については、(9)と同様の記載であり、総務省は外資規制に抵触しないものと判断して承継認可申請に係る決裁を同年10月4日(水)に起案し、所要の決裁を経て、同年10月14日(土)に認可を行った。

3 会食等の概要

(1) 総務省による調査⁹及び東北新社から提出された資料を踏まえると、これらに近接する時期に総務省と東北新社との間で開催された会食については、平成28年(2016年)7月から平成29年(2017年)10月までの間で14件、総務省職員8人の参加が確認されている。

このうち、平成28年(2016年)10月17日(月)の東北新社の衛星基幹放送事業者の認定申請から平成29年(2017年)1月24日(火)の認定までの間及び同年7月上旬の東北新社による承継認可に係る相談から同年10月14日(土)のメディアサービス社による承継認可までの間に、それらの許認可の決裁に関与する職員が参加したものは、4件・5人報告され¹⁰、それらについては、国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)に違反することが確認されている(1件については野球チケットの交付を含む。)(別紙1参照)

(2) もっとも、平成28年(2016年)7月から平成29年(2017年)10月までの間に開催された14件の会食に参加した職員は、いずれも、一般的な懇談を目的として開催されたものである、BS・CSなどの放送行政一般や、放送業界全体の実情等が話題になったなどと主張しており、東北新社に係る外資規制違反やその対応が話題になった事実は確認できなかった。

また、東北新社において調査の対象となった会食のうち、この期間に開催されたものは14件となっているが、同社の調査では、これらの会食において認定の承継やCS(右旋)のHD化の話題が出た可能性は認めながらも、これらの会食は通常の懇親の趣旨で開催されたものであり、外資規制違反について何らかの働きかけを行う目的や、そのような働きかけの対価として開催されたものではないとしている。

⁹ 国家公務員倫理法第23条第3項の規定に基づく任命権者による調査結果(令和3年2月24日及び令和3年6月4日総務省)

¹⁰ 7件は、当該認可に係る決裁に関与しない他の課室の職員に係るものであり、3件は、衛星放送行政を担当する職員に係るものであるが、許認可に係る時期以外のものである。

第4 平成29年(2017年)の東北新社グループへの認定及び認可に関連する放送法の外資規制等に係る規定等

1 平成29年(2017年)1月の衛星基幹放送事業者の認定関係

(1) 衛星基幹放送¹¹の業務を行おうとする者は、放送法第93条第1項各号に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。総務大臣は、認定に当たって、電波監理審議会に諮問しなければならない(放送法第177条第1項第2号)。

要件のうち、放送法第93条第1項第7号ニが、いわゆる外資規制であり、衛星基幹放送の業務を行おうとする者が、日本国籍を有しない者、外国政府若しくはその代表者又は外国の法人若しくは団体が議決権の5分の1以上を占める法人若しくは団体に該当しないことが定められている¹²。

同項ホ号も同趣旨の要件(いわゆる間接出資規制)であるが、衛星基幹放送の業務については適用されないため、例えば、親会社の議決権の5分の1以上を外国の法人等が占めている場合でも、その100%子会社は、当該親会社が日本の法人であれば、衛星基幹放送の業務を行うことが可能となる¹³。

(2) 衛星基幹放送事業者の認定を受けようとする者は、総務大臣に申請書を提出しなければならない。総務省令で定める申請書の様式には、外資規制への抵触を含め、申請者の欠格事由の有無を申告する「欠格事由の有無」欄(有・無それぞれの□にレ印を付すもの)が定められている(放送法第93条第2項、放送法施行規則第64条及び別表第6の2号)。<参考11>

また、申請書に添付する事業計画書の別紙(3)として、「主たる出資者及び議決権の数」が掲げられているが、注書で「議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載する」こととされ、申請者の株式を保有する外国法人及びその議決権を全て記載することまでは求められていない(放送法第93条第3項、放送法施行規則第65条第1項及び別表第7の2号)。<参考12>

一方、総務省による審査は、衛星・地域放送課担当者用のチェックリスト¹⁴では、上記の「欠格事由の有無」欄と事業計画書の別紙(3)で確認することとされている。<参考13>

(3) 衛星基幹放送事業者の認定に係る決裁は総務副大臣が最終決裁者であり、担当課である衛星・地域放送課が起案し、情報流通行政局長まで決裁を得た後、大臣官房長、総務審議官、事

¹¹ 放送法第2条第2号及び第13号参照

¹² この要件の趣旨は、「基幹放送は、国際条約に基づき我が国に分配された有限希少な周波数を利用するものであり、周波数の利用は原則として自国民を優先するものであること、言論報道機関としての我が国の世論形成、固有文化の創造の大きな影響力を有するものであること等から、外国性を有する者であることを絶対的欠格事由とした」とされている(放送法制研究会編著「放送法逐条解説 新版」p.219参照)。

¹³ 放送法第93条第1項第7号柱書。

¹⁴ 放送法関係の審査基準について、チェック項目、審査ポイント、確認書類、事業者向けマニュアルの参照ページを一覧で整理した表形式のリストであり、情報流通行政局の共用フォルダに保存されていたもの。

務次官、総務大臣政務官、総務副大臣の順に進達し、決裁が終了した後、総務大臣を文書施行名義人として、認定に係る文書を施行することとされている。(総務省行政文書取扱規則(平成23年4月1日総務省訓令第17号))

- (4) 衛星基幹放送事業者の認定を受けた者が外資規制に抵触した場合には、放送法第103条第1項に基づいて、当該者の認定を取り消さなければならない。同項においては、放送法第93条第1項第7号に該当しないこととなったときには認定を「取り消さなければならない」と規定しており、放送法第103条第2項(地上基幹放送事業者における間接出資規制違反)の規定(認定有効期間を限度として取消しを猶予可能)、第104条各号(正当な理由なく6か月以上の業務休止等)の規定(取消し「できる」規定)とは異なり、義務的取消事由とされている。

また、衛星基幹放送の事業者の認定を受けようとして申請を行った者について、外資規制に抵触することが認定前に判明した場合には、総務大臣は、当該認定を行うことはできないため、理由を示した上で認定を拒否する処分を行うこととなる。(行政手続法(平成5年法律第88号)第8条)。

- (5) 放送法第116条第5項及び同法施行規則第91条第1項及び第2項において、金融商品取引所に上場されている株式等を発行している認定基幹放送事業者は、外資比率について、会社の定款で定める公告の方法により、6か月ごとに公告しなければならない(ただし、その割合が15%に達しないときは、この限りではない。)旨を規定している。公告をしなかった場合の罰則等の規定は定められていないが、総務省が公告漏れを把握したような場合には、一般的には、当該事業者に公告を求めることとなると考えられる。

2 平成29年(2017年)10月の認定基幹放送事業者の地位の承継の認可関係

- (1) 衛星基幹放送事業者の認定を受けた法人から譲渡により衛星基幹放送事業を承継した者は、総務大臣の認可を受けて認定基幹放送事業者の地位を承継することが可能とされており(放送法第98条第2項)、放送法第93条第1項は当該認可に準用される(放送法第98条第6項)。

このため、申請者(承継先)が外資規制に抵触しないことが認可の要件の一つとなることから、抵触が認可前に判明した場合には、1(4)と同様、理由を付した上で認可を拒否する処分を行うこととなる。外資規制の趣旨や、第93条第1項第7号ホ号に掲げる間接出資規制が適用されないことについては、認定の場合と同様である。

なお、認可に当たっての電波監理審議会への諮問は、放送法において規定されていない。

- (2) 認定基幹放送事業者の地位の承継の認可に係る申請書の様式は総務省令で定められており¹⁵、外資規制への抵触を含め、「欠格事由に関する事項」として、申請者が欠格事由に該当しないときはその旨、及び「欠格事由に該当しない事実を証する書面」を添付することとされている。

¹⁵ 放送法施行規則第78条第1項及び別表第20号。

る。〈参考 14〉

認定の場合と異なり、「欠格事由に該当しない事実を証する書面」の様式は定められていないが、運用上、認定の場合における申請書添付書類である 1 (2) の事業計画書が許容されており、外資規制について別紙(3)が用いられている。

なお、承継認可に係る総務省の審査におけるチェックリストの存在は確認されていないが、外資規制に係る審査基準は認定と承継認可で同一であるため、1 (2) のチェックリストが活用できると考えられる。

(3) 認定基幹放送事業者の地位の承継の認可に係る決裁は情報流通行政局長が最終決裁者であり、担当課である衛星・地域放送課が起案し、同課長まで決裁を得た後、同局総務課長、同局担当の大臣官房審議官、同局長の順に進達し、決裁が終了した後、総務大臣を文書施行名義人として、認可に係る文書を施行することとされている。(総務省行政文書取扱規則)

(4) 基幹放送の業務を行う事業を分割しようとする認定基幹放送事業者(承継元)が外資規制に抵触していることが、承継先による認可の申請後に判明した場合には、放送法第 103 条第 1 項に基づいて、承継元の事業者の認定基幹放送事業者の認定を取り消さなければならない。

また、承継元の事業者の認定が取り消されなければならない状態であるならば、当該承継元から認可申請者(承継先)への認定基幹放送事業者としての地位の承継を、認可申請の内容に含めることは適当ではない。この場合、認可申請の内容が確定していないため、放送法第 98 条第 6 項において準用する第 93 条第 1 項に基づく審査を行うことができないことから、当該認可申請に対する審査は保留し、行政手続法第 7 条に基づいて、申請書の記載事項に不備があるものとして相応の期間を定めて認可申請の補正を求めることとなる。

(5) 認定基幹放送事業者の地位の承継の認可がなされた後に、承継元の事業者の外資規制違反が判明したとしても、承継先の認定基幹放送事業者に外資規制違反が生じていない限り、同者に対して放送法第 103 条第 1 項に基づく取消しを行うことはできない。

ただし、承継元が、その基幹放送事業者として認定を受けた時点で外資規制に違反していることが確認され、当該認定に瑕疵があったものとして、当該認定について職権による取消し¹⁶が行われた場合には、その結果として、承継先は当該承継元から承継した認定基幹放送事業者としての地位を喪失する。

¹⁶ 行政行為を行ったのちに、当該行政行為が違法又は不当であったことを行政庁が認識し、職権で当該行政行為の効力を失わせる場合がある(「職権取消し」)。職権取消しを求める明文の規定がなくても、行政行為の根拠法規自体が職権取消しの根拠となると解される。〈宇賀克也「行政法概説 I 行政法総論」有斐閣〉

第5 認定事実を踏まえた当委員会の評価

1 平成29年(2017年)1月の衛星基幹放送事業者の認定関係

(1) 平成29年(2017年)1月の衛星基幹放送事業者の認定については、総務省が、4K・8Kを推進する上でBS(左旋)を伝送路の1つとして位置付ける政策目標を実現するために公募を行ったものであり(第2の1(2)参照)、一方、東北新社側の主張によれば、BS(左旋)に参入する事業者が少なく、国の施策に協力するという判断からBS(左旋)4K事業に係る認定申請を行ったとされる。(第3の1(1)参照)

しかし、関係資料に照らしても、東北新社によるBS(左旋)4Kへの参入について、総務省と東北新社との不適切な癒着をうかがわせる事情は見当たらず、また、認定の手续自体は、放送法等の法令や衛星・地域放送課における標準的な審査の運用方法(第4の1(1)～(3)参照)に則って行われており、通常の手続と異なる点は確認できなかった。

(2) この点、総務省が、東北新社の外資規制違反を指摘しないまま認定を行ったことは事実であるが、そもそも東北新社の社内資料によると、東北新社自身が外資規制違反の状態にあることに気付いておらず、また、総務省においても、衛星・地域放送課における標準的な審査の運用方法に則って、申請書の記載のみで確認したことにより、違反を認識し得なかったためであると認められる。

すなわち、認定における外資規制違反の見逃しは、申請者における不備及び総務省における審査のあり方に起因するものと考えられ、それらの点の改善が急務ではあるが、当委員会の検証との関係でいえば、個々の職員の意図的な行為によって行政がゆがめられたとは認められない。

なお、総務省における外資規制に関する審査は、

- ・ 申請書の記載で確認することとなっているにもかかわらず、申請書の記載のみでは、外資規制に抵触しているか否かがわからない様式となっていること(第4の1(2)参照)、
- ・ 審査の過程で、外資比率について、衛星・地域放送課のチェック体制や分担が明確になっていないこと(第3の1(2)参照)、

といった問題があると認められ、その改善が急務である。

(3) 東北新社は、認定後、15%以上の外資比率であることの公告義務を怠っており(第3の1(3)、第4の1(5)参照)、総務省の担当者もこれに対して注意喚起や公告実施の指示をした形跡は見当たらない。しかし、総務省において、都度、認定後の事業者に対し、公告の要否や公告実施の有無を確認・審査する仕組みとはなっていない上、上記(2)のとおり、東北新社の認定申請時の申請内容によれば外資比率は15%に達していないとされ(ただしその比率が誤っていたことは上記第3の1(1)のとおり。)、総務省も通常審査方法では正しい外資比率を把握し得なかったことからすると、総務省が公告しないことを意図的に見逃が

したとは認められない。

(4) 以上のとおり、BS（左旋）4Kの認定や認定後の公告義務違反について、行政がゆがめられたとは認められないが、念のためその頃の会食について検討すると、当時の職員と東北新社との会食のうち、認定の決裁に関与する者によるものは、平成28年（2016年）12月14日の吉田大臣官房審議官（情報流通行政担当）に係る1件がある。しかし、関係資料を総合しても、当該会食において、認定や外資規制に関するやり取りが行われたことを推測させる事情は確認できなかった（第3の3(2)参照）。

2 平成29年（2017年）10月の認定基幹放送事業者の地位の承継の認可関係（BS（左旋）4K事業の承継）

(1) 平成29年（2017年）10月の認定基幹放送事業者の地位の承継の認可のうち、東北新社からメディアサービス社へのBS（左旋）4K事業の承継については、事前の相談の段階で、総務省は、東北新社の外資規制違反を認識し、かかる状況の下で承継が行われることを少なくとも追認した可能性が高く（第3の2(6)参照）、そうだとすると、その時点で、放送法第103条第1項に基づく同社の衛星基幹放送事業者の認定取消しを行わなければならなかったにもかかわらず（第4の1(4)参照）、それを行わなかったと言える。

(2) また、総務省は、承継元である東北新社がBS（左旋）4Kの認定を取り消されることとなる状態であるならば、本来であれば、メディアサービス社からの認可申請のうち、東北新社からメディアサービス社への承継に係る部分について、認可をしないか、あるいはその前にメディアサービス社に対し、認可申請の補正を求める必要があったにもかかわらず（第4の2(4)参照）、それを行わず、むしろその部分の認可申請を追認した可能性が高いと言える（第3の2(7)(10)参照）。

(3) 以上のとおり、総務省は、認可申請前には東北新社の外資規制違反の事実を知っていた可能性が高く、そうであれば、対東北新社及び対メディアサービス社に対し、放送法等の規定に基づいて行政処分等を行うべきであったのにそれを行わず、承継の方針を追認した可能性が高い点で、行政をゆがめたとの指摘を免れない。

(4) そこで次に当時の総務省職員と東北新社の会食等による影響について検討すると、当時の職員と東北新社との会食等のうち、認可の決裁に関与する者によるものは、平成29年（2017年）7月11日の衛星・地域放送課の職員2人及び同年8月28日の井幡課長並びに同年9月27日の奈良大臣官房審議官（情報流通行政担当）に係る3件の会食が認められるものの（うち、井幡課長が参加した会食では、会食後、野球チケットの交付が確認されている）、東北新社が外資規制違反を認識し、これを総務省に相談したと認定され、あるいは

東北新社側が主張する時期に会食が行われた事実は確認できず、関係資料を総合しても、会食の場で外資規制違反の事実が伝達され、あるいはその対応方針について相談がなされたことは確認できなかった。

衛星・地域放送課の職員2人の会食は、そもそも東北新社が外資規制違反を認識する前のものと考えられる一方、確かに、井幡課長の会食等は認可申請の直前、奈良大臣官房審議官（情報流通行政局担当）の会食は認可申請後の時期のものではある。しかし、そもそも奈良大臣官房審議官（情報流通行政局担当）が東北新社の外資規制違反について認識していたことを認めるに足りる資料はなく、東北新社から提供を受けた資料を精査しても、井幡課長及び奈良大臣官房審議官（情報流通行政局担当）が出席した会食で外資規制違反やその対応について話題になったことを示すものは見当たらない（なお、井幡課長との会食は、東北新社が外資規制違反に気付くよりも前に、課長就任時の懇親の場として元来設定されたものが、別の予定のためこの時期に延期されたものと認められる。）。

そして、これは当委員会による推論ではあるが、当時の総務省は、BS（左旋）及びCS（左旋）において多様な実用放送の実現を目指すべく、平成30年（2018年）にはBS（左旋）を含む4K・8K実用放送を開始するというスケジュールの実現に向けた取組みを行っており、その一環としてBS（左旋）4Kの公募を行ったものの、利用枠が埋まらないほど応募数が少なかったという状況にあった。＜参考15＞そして、公募により認定を受けた1社が東北新社だったのであり、東北新社のBS（左旋）4Kの認定は、総務省にとって貴重なものであったはずである。ところが、東北新社の外資規制違反という状態は、放送法上、是正措置を講じる余地を与えず、そのみで認定を取り消さねばならないという厳しい規定となっており、同法に忠実に処分を行うことは躊躇されたものと思われる。こうした事情を考慮すると、会食等の有無にかかわらず、政策の推進に影響を与えないためには認定の取消しを行わないとすることが適切であるとの自己正当化が図られた可能性があったのではないかと思われる。

以上から、委員会としては、総務省は東北新社のBS（左旋）4Kの認定についてこれを取り消さなかった点で行政をゆがめたとの指摘を免れず、これについては、会食が行政をゆがめたと認めるに足りる事情は確認できなかったが、会食がなかったとしても同様にゆがめられた可能性が高いと考える。

もっとも、この会食等の有無にかかわらず、行政がゆがめられた可能性が高いという状況は、会食等で行政がゆがめられたという状況よりもはるかに根深い問題をはらむ。職員が、自己正当化によって、ルールが守られなくても仕方がないと考えてしまうような状況では、再発防止のためのルール等をどれだけ整備しても、結局、理由を付けて、そのルールが守られないこととなり、問題ある行動が再発し、ひいては、問題ある行動が慣行化してしまう可能性さえあるところであり、これを深刻に受け止める必要があると考える。

- (5) なお、総務省が外資規制違反を認識する前と考えられるが、平成29年（2017年）8月5日に東北新社から送られた3事業者の事業を同社に承継する認可申請書の案の別紙(3)では、

主たる外国法人の出資者に係る議決権比率の合計が15.3%となっており、法令上義務付けられているわけではないが、同社に外資比率の公告を行うよう注意喚起をすべきところ、それを行わなかったと言える（第3の2(2)、第4の1(5)参照）。もっとも本件は、事前相談時にどこまで内容の確認をするかという審査の運用の問題でもあり、1(2)の問題の改善と併せて、改善を検討すべきである。

3 平成29年(2017年)10月の認定基幹放送事業者の地位の承継の認可関係(CS(右旋)3事業の承継)

(1) 平成29年(2017年)10月の認定基幹放送事業者の地位の承継の認可のうち、スカパー社、スーパー社、ファミリー社の3事業者からメディアサービス社へのCS(右旋)に係る承継については、事前の相談の段階で、総務省は、当初承継先として想定されていた東北新社が外資規制に違反していることを認識していた可能性が高い(第3の2(6)参照)。

しかし、事前の相談の段階でそのような事実を認識した場合、一般的には、行政手続法第9条第2項に基づく申請者への情報提供として、その旨を申請者に教示しつつ、外資規制に違反しない法人を承継先とすることを促すなどの対応を取ることが想定される所であり、総務省が、3事業者に係る承継先を東北新社からメディアサービス社に変更した案で改めて相談を受けて、認可を行ったこと自体は、直ちに法令の規定に抵触すると評価することはできない(当初の承継先の東北新社そのものは、衛星基幹放送事業者の認定取消しを行わなければならないが、その評価は2(1)のとおりである。また、東北新社のBS(左旋)4K事業のメディアサービス社への承継についての評価は、2(2)のとおりである。)

また、3事業者からメディアサービス社への承継部分についての申請から認可に至るまでの手続は、放送法等の法令や衛星・地域放送課における標準的な審査の運用方法(第4の2(1)~(3)参照)に則って行われており、通常の手続と異なる点は確認できなかった。

(2) もっとも本件承継は、CS放送のHD化の準備として行われたものであったことから(第2の2(4)参照)、HD化のための手続に間に合わせるべく、当初から承継の時期やスケジュールも含めた総務省と東北新社の事前相談が行われていたが(第3の2(1)参照)、そのような中で、承継先となる東北新社の子会社の組織の体裁を整えるべく、職員の配置等を行うような指導が行われている(別紙2の第2の1⑤参照)。

このような指導は、2(1)の東北新社の外資規制違反に係る事業の承継を行うか否かにかかわらず、行われた可能性があったとも考えられ、また、法令の規定に抵触し、行政がゆがめられたとまでは認められないが、国民の誤解を招きかねない対応であると言える。

(3) この時期の総務省職員と東北新社の会食等による影響については2(4)のとおりであり、認可の決裁に関与する者によるものについて、会食の場で東北新社の外資規制違反やその対応について話題になったことを示すものは見当たらず、会食の場で東北新社の外資規制違反の事実が伝達され、あるいはそれに関連したメディアサービス社における3事業者の承継

に係る対応方針について相談がなされたことも確認できない（第3の3(2)参照）。

第6 委員補足意見

これまでの検証では、総務省と東北新社との会食については、東北新社が総務省に何かを直接お願いするような場になっているということは確認できなかった。しかし、そうであったとしても、結果的に、多くの者が国家公務員倫理法に抵触するような会食が数多く行われることとなったことは、重く受け止めるべきである。

これについて各委員からは、ヒアリング対象の多くから「覚えてない」との発言を繰り返され、これまでの検証において裏付けるには至らなかったものの、会食の積み重ねや長い付き合いにより職員と事業者との間で馴れ合い意識やムラ意識が醸成されていく可能性、アポイントなしの面会あるいは携帯電話といった簡便な手段で、事業者と重要なやり取りをするような行為が当然のように行われてしまう可能性、また、閉鎖的かつ硬直的な国の人事運用が事業者との癒着を生みやすい環境となる可能性などを指摘する意見もあった。今後、委員会として総務省における他の情報通信行政についても検証を進め、再発防止も含めた提言を検討する際には、上記可能性の観点からも、会食をはじめとした事業者との関係の在り方についても、検討を行うこととしたい。

また、個別の委員からは、そのような総務省と事業者との関係に加え、把握された総務省内の仕事の進め方、総務省職員によるこれまでの委員会への資料提出やヒアリングへの対応の状況等をも踏まえつつ、情報通信行政における組織風土、職場文化や組織のガバナンス、職員のモラル・コンプライアンス意識、外部の者の入退館や各種情報の管理・セキュリティといった点についても問題意識が示されているところであり、上述の提言を検討して行く際には、これらについても検討を行うこととしたい。

【別紙 1】 東北新社の認定・認可の時期に近接した会食の一覧

※（１）は総務省側の出席者、（２）は東北新社側の出席人数。
※同一の職員が、複数の会食に参加していることがある。

平成 28 年（2016 年）

7 月 20 日	（１）他課室課長級職員	（２） 2 人
8 月 8 日	（１）審議官（情報流通行政局担当）	（２） 2 人
10 月 17 日	東北新社から衛星基幹放送事業者の認定申請を提出	
11 月 28 日	（１）他課室課長級職員	（２） 2 人
12 月 14 日	（１）吉田審議官（情報流通行政局担当）	（２） 1 人
12 月 20 日	（１）他課室職員	（２） 2 人

平成 29 年（2017 年）

1 月 24 日	東北新社への衛星基幹放送事業者の認定を実施	
3 月 8 日	（１）衛星・地域放送課長	（２） 1 人
5 月 26 日	（１）他課室課長級職員	（２） 2 人
6 月 14 日	（１）他課室職員	（２） 2 人
6 月 22 日	（１）衛星・地域放送課長	（２） 3 人
7 月上旬～	東北新社から、3 事業者の CS（右旋）を承継することについて、総務省に事前相談	
7 月 11 日	（１）衛星・地域放送課職員 2 人	（２） 2 人
7 月 24 日	（１）他課室課長級職員	（２） 1 人
7 月 28 日	東北新社が 3 事業者の CS（右旋）を承継することについて、公表	
8 月 16 日	東北新社が 7 月 28 日の公表の内容を中止する旨を公表	
8 月 23 日	東北新社が取締役会で、メディアサービス社を 9 月 1 日に設立する旨みなし決議	
8 月 28 日	（１）井幡衛星・地域放送課長 ・野球チケットを受領 ・7 月 24 日から 7 月 27 日までの間、課長就任時の懇親の名目で、本会食の日程を調整	（２） 1 人
9 月 5 日	東北新社が、BS（左旋）4K 事業をメディアサービス社が承継する旨公表	
9 月 11 日	メディアサービス社から、東北新社の BS（左旋）4K 事業及び 3 事業者の CS（右旋）事業を承継する旨の認可申請を提出	
9 月 27 日	（１）奈良審議官（情報流通行政局担当）	（２） 1 人
10 月 14 日	メディアサービス社に対する承継の認可を実施	
10 月 18 日	（１）他課室局長級職員	（２） 1 人

【別紙2】事実認定の補足説明

東北新社の外資規制違反に関する当事者の認識や対応に関する東北新社側の主張と総務省側の主張は明らかに食い違いが見られる。そこで、これまでに収集した資料に基づいて資料の評価を行い、当委員会としての認定を論じることとする。

第1 鈴木総務課長への相談の事実

1 当事者の主張の要旨

東北新社の（役員）乙氏は、外資規制違反を認識後、その相談のため、平成29年（2017年）（以下、断りない限り平成29年をいう。）8月7日頃、井幡課長に電話をしたら夏休みだといふので、同月9日頃、衛星・地域放送課長の前々任者だった鈴木総務課長に1人で会いに行き、東北新社がBS（左旋）4Kの認定を得ているが、外資規制違反の状態にあること、CSのHD化を前提とした東北新社へのCS事業の承継を考えていたこと等を伝え、同社の外資規制違反状態への対応策として、別法人への承継を検討してみる旨を伝えたところ、鈴木総務課長は黙って聞いていて特に反応はなかったと説明するのに対し、井幡課長は（役員）乙氏から電話を受けた覚えはない旨、鈴木総務課長も（役員）乙氏がその頃挨拶に来た可能性は排除しないものの、外資規制違反を相談されたことはない旨説明している。

2 検討

そこで検討するに、井幡課長の出勤簿や休暇簿、挨拶のため受け取った他企業の名刺に記載された受領日が8月7日付であること、8月8日及び9日において電子決裁を行った旨の記録といった客観的資料によれば、井幡課長が8月7日頃は出勤しており、夏休み期間にはなかったことが明白であり、同人が仮に電話を受けたとして、「夏休みだ」と虚偽の回答をすることは考えにくく、そのため（役員）乙氏のこの部分の説明は客観的資料に合致しない。

また、総務省側の訪問記録は保存されておらず事実の確認がとれない一方、東北新社側の社内資料によれば、社長らに宛てた報告文書に、BS（左旋）4Kの認定を東北新社子会社に承継させることについて、「鈴木総務課長確認済み」と記載されているものの、訪問したとされる8月9日頃の総務省への出張記録、出張旅費精算書、具体的な面談状況の記録といった裏付資料は見当たらない。

さらに、（役員）乙氏は、当委員会におけるヒアリングの前の令和3年（2021年）3月、総務省情報流通行政局のヒアリングを受けているところ、その時の説明内容は、鈴木総務課長と会うこととした理由、鈴木総務課長に会った時の同行者の有無や相談内容等について現在の説明と食い違っており、必ずしも説明が一貫しているとは言えないし、東北新社が外資規制に違反していたという重大事実を伝えた際の態様（時間にして5分程度で、説明ペーパーもない。）や鈴木総務課長の反応・対応（黙って聞いており、特にコメントはなかった。）についての説明も理解しにくいところがあって、説得的ともいい難い。

一方、鈴木総務課長、井幡課長を含む総務省の複数の職員がヒアリングにおいて主張するよ

うに、後輩が、先輩である総務課長のところに行くように言うことは考えられない、総務課長が単独で個別の法解釈のお墨付きを出したり、原課の仕事に容喙したりすることは考えられない等の違和感についても、一定程度理解できる。

3 結論

以上のとおりであり、鈴木総務課長への相談の事実については、その存否を決するに十分な資料は見当たらないといわざるを得ず、そもそも会った事実がない可能性、仮に会ったとしても外資規制違反について相談をしていないか、相談をしていたとしても、記憶に残らない程度に表面的でごく一般的な法律解釈を確認したに過ぎない可能性など、可能性の濃淡はあれども、あらゆる可能性が排除できず、特定の事実を認定するには至らなかった。

第2 井幡課長への相談と衛星・地域放送課との協議状況等の事実

1 当事者の主張の要旨

東北新社側の説明は、以下のとおりである。

- ①外資規制違反を認識した8月7日頃、社内では、東北新社が有するBS（左旋）4Kの認定について、現状はそのままにしてしかるべき時期に別法人に移すという対策案が検討されていた。
- ②その後、(役員)乙氏が井幡課長と連絡をとり、同月18日、他の社員1名と2人で総務省を訪問して井幡課長と会い、BS（左旋）4Kの認定を受けている東北新社が外資規制に違反している状況であること、そのため子会社を設立して事業の承継を計画していること等について説明・相談したところ、井幡課長はCS（右旋）の承継についてはCSのHD化申請（9月）までに間に合えば良いので淡々と進めれば良いというような反応だった。
- ③8月21日頃、井幡課長から(役員)乙氏に、「BS（左旋）4Kの承継も速やかにやってほしい」との連絡があったことから、CS（右旋）及び東北新社のBS（左旋）4Kの認定について別法人に承継させるスキームへと変更した。
- ④東北新社は、当該スキームについて早急に実務的な協議を総務省と行うべく、(担当者)Aと日程調整し、翌22日午前に打合せを行うこととなったが、急なスキーム変更によって、事情を知らない総務省担当者との協議が難航する可能性を懸念した社員が(担当者)Aに、東北新社が外資規制違反のため承継先を変えざるを得ない事情を知っているかという意味で、「事情は聞いておられますか。」と尋ねたところ、(担当者)Aは「上から話がおりにきています。」などと答えた。
- ⑤東北新社は、8月22日、(担当者)Aほかと、同社が設立する100パーセント子会社等に東北新社のBS（左旋）4Kを含む4つの事業を承継するスキームについて相談したところ、新設会社の役員は東北新社の役員が兼務すること、従業員がいないこと等に関し、「トンネル会社では？」との指摘を受け、また、後日、(担当者)B及び(担当者)Cからも従業員を配置するなどの体制整備の指摘を受け、こうしたやり取りを経て9月11日付で正式に、認定基幹放送事業者の地位の承継の認可申請を行い、その後、認可された。

他方、総務省側においては、

- ⑦井幡課長は、「8月18日に（役員）乙氏らと会ったかどうか覚えていない。外資規制違反について聞いたことはない。（役員）乙氏にBS（左旋）4Kの承継をするよう指示したことはない。部下に東北新社の外資規制違反を伝えたことはない。」などと全て否定している。
- ⑧（担当者）B、（担当者）C及び（担当者）Aも、「東北新社の外資規制違反を聞いたことはない」などと全面的に否定し、（担当者）Aは、東北新社から承継スキームを急きよ変更したことの事情に関し、「上から話がおりてきている。」と発言した覚えもないなどと否定している。

2 検討

(1) 東北新社の社内資料によると、井幡課長の予定や希望時間なども含めた8月18日の日程調整に関する具体的なやり取りが認められるところ、出勤簿等によるとこの日は井幡課長が現に出勤していたと認められ、また、訪問した（役員）乙氏の出張精算は見当たらないものの、同席した（役員）丁氏の霞が関までの交通費の精算がなされていることから、同日、（役員）乙氏と（役員）丁氏が総務省を訪問して井幡課長と打合せを行ったと推定される。

(2) （役員）乙氏らは、当委員会でのヒアリングで、8月18日の井幡課長との打合せで自社の外資規制違反状態等について具体的に説明し、別会社に事業を承継させる旨を相談したと供述しているところ（上記1②参照）、（役員）乙氏の供述には前記のとおり一貫しない部分もあり、全面的に依拠できるものとは言えないものの、相当程度、具体的であり、上記(1)や後記(3)(4)の事情とも符合する。

他方、井幡課長らは、仮に外資規制違反の事実を聞いていないのであればどのような打合せであったのか、何を協議したのか、なぜ急なスキーム変更となったのかについて誰がどのように説明を受けたのかなど、本来、あつてしかるべき事実経過や理由について合理的な説明もできず、裏付けとなる客観的資料の提出もなかった。

(3) 東北新社の社内資料によると、面談の3日後に井幡課長から（役員）乙氏に、東北新社のBS（左旋）4Kの承継も速やかに実施するよう連絡があったとの記録が残っているところ、前記のとおり、東北新社は、当時、急ぎCS（右旋）の事業承継を別会社にさせることの検討のほか、東北新社の外資規制違反があればこそ問題となるBS（左旋）4Kの承継についても課題と捉えていた中、8月21日にあったとされる井幡課長からの連絡を境に検討が加速し、翌日には（担当者）Aらに相談を行っているという事実経過に照らすと、BS（左旋）4Kの速やかな承継という井幡課長の連絡は、遅くともこの頃には、井幡課長が東北新社の外資規制違反を認識していたこと及び少なくとも東北新社から相談を受けて、BS（左旋）4Kの認定の承継について追認したことをうかがわせる事情となり得るものである。

(4) また、この8月、井幡課長の部下である（担当者）Cは、放送法の解釈を所管する放送

政策課の職員に対し、事実上の打診、相談レベルの会話として、東北新社が外資規制違反の状態でありどうしたらよいかといった話をし、また、同じく部下である(担当者) Bは、当該職員からの質問に対し、「東北新社に聞いたらBS(左旋)4Kの認定時は外資規制違反ではなかった。」と答えたことと認められるところ¹⁷、両名が同社の外資規制違反を認識していた事実は、井幡課長が同じ認識を有していたこと及びこれが課内で共有されていたことを推定させると共に、(担当者) Aが東北新社側に、上から話を聞いている旨の発言をしたこととも符合する。

3 結論

当委員会は、本来、行政プロセスは透明性をもって公平に行われるべきものであるがゆえに、原則として総務省に客観的な資料に基づく合理的な説明責任があるとのスタンスをとっており、他方、当委員会の調査権限の限界を踏まえ、これらを前提として、上記の事情を総合的に考慮し合理的に推認する限り、衛星・地域放送課の井幡課長らは、東北新社から外資規制違反の事実について説明・相談を受けてこれを認識し、課内で問題共有が行われた可能性が高いというべきであり、それにもかかわらず、放送法の規定に沿って認定取消しに向けた対応を行わず、少なくとも東北新社の承継方針を追認した可能性が高いと指摘せざるを得ない。

第3 上位の職員の関与について

当委員会が収集し得た資料では、衛星・地域放送課より上位の部局・職員が東北新社の外資規制違反を認識していたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

もっとも、この点の評価について、委員からは、そもそも資料が乏しく適切な認定・評価が困難であるとの指摘があったことを付言する。

¹⁷ (担当者) C及び(担当者) Bは強く否定しているが、両名は、当委員会のヒアリングに対し、東北新社との打合せ状況や同社への指摘事項、スキーム変更に関する関与の状況、決裁の状況などあらゆる事情について「覚えていない」との趣旨の発言を繰り返し、客観的資料から認められる事実経過についての合理的な説明を行っておらず、信用することができない。

略語一覧

<組織名>

- ① 「放送政策課」・・・総務省情報流通行政局放送政策課
- ② 「東北新社」・・・株式会社東北新社
- ③ 「メディアサービス社」・・・株式会社東北新社メディアサービス
- ④ 「スカパー社」・・・株式会社スカパー・エンターテイメント
- ⑤ 「スーパー社」・・・株式会社スーパーネットワーク
- ⑥ 「ファミリー社」・・・株式会社ファミリー劇場
- ⑦ 「3事業者」・・・株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク及び株式会社ファミリー劇場

<政策・制度>

- ① 「4K・8K」・・・超高精細度テレビジョン放送
- ② 「BS（右旋）」・・・BS（右旋）放送
- ③ 「CS（左旋）」・・・東経110度CS（左旋）放送
- ④ 「BS（左旋）」・・・BS（左旋）放送
- ⑤ 「CS（右旋）」・・・東経110度CS（右旋）放送
- ⑥ 「SD」・・・標準画質
- ⑦ 「HD」・・・高画質
- ⑧ 「BS（左旋）4K」・・・BS（左旋）超高精細度テレビジョン放送
- ⑨ 「外資比率」・・・放送法第93条第1項第7号二に規定する外国法人等が有する議決権の議決権総数に対する割合

<氏名>

- ① 「鈴木総務課長」・・・当時の総務省情報流通行政局総務課長 鈴木信也氏
- ② 「井幡課長」・・・当時の総務省情報流通行政局衛星・地域放送課長 井幡晃三氏
- ③ 「(担当者) A」・・・当時の総務省情報流通行政局衛星・地域放送課 第一業務係長
- ④ 「(担当者) B」・・・当時の総務省情報流通行政局衛星・地域放送課 課長補佐
- ⑤ 「(担当者) C」・・・当時の総務省情報流通行政局衛星・地域放送課 課長補佐 (Bとは別の人物)
- ⑥ 「(担当者) 甲」・・・当時の東北新社デジタルメディア事業部社員
- ⑦ 「(役員) 乙」・・・当時の東北新社シニアマネジメント
- ⑧ 「(役員) 丙」・・・当時の東北新社取締役
- ⑨ 「(役員) 丁」・・・当時の東北新社デジタルメディア事業部長

参考資料

参考資料目次

参考 1	情報通信行政検証委員会の設置について（令和3年3月16日総務省）	30
参考 2	情報通信行政検証委員会の検証経緯	31
参考 3	情報通信行政検証委員会 運営方針（令和3年3月17日情報通信行政検証委員会決定）	32
参考 4	通報窓口の設置・運用について	34
参考 5	情報通信行政検証委員会によるヒアリングの対象となった者	35
参考 6	平成28年10月17日に東北新社が総務省に提出した衛星基幹放送（BS（左旋）4K）の業務認定申請書（抄）	36
参考 7	平成29年8月5日頃、総務省に提出されたとみられる、東北新社に3事業者のCS（右旋）事業を承継する内容の「基幹放送の業務認定承継認可申請書（文書の日付2017年8月10日）」案 ※文書プロパティは平成29年8月5日	39
参考 8	平成29年8月16日に東北新社が、同社に3事業者のCS（右旋）事業を承継する契約を中止する旨の公表資料	44
参考 9	平成29年8月22日に、新設子会社に3事業者のCS（右旋）事業と東北新社のBS（左旋）4K事業を承継させる新スキームについて、東北新社担当者と総務省担当者間で持たれた打合せに使用された資料（手書きメモは総務省担当者によるもの）	45
参考 10	平成29年8月25日頃、総務省に提出されたとみられる、メディアサービス社に3事業者のCS（右旋）事業と東北新社のBS（左旋）4K事業を承継する内容の「基幹放送の業務認定承継認可申請書（文書の日付2017年9月11日）」案 ※文書プロパティは平成29年8月25日	46
参考 11	衛星基幹放送の業務認定申請書（抄）	51
参考 12	衛星基幹放送に係る事業計画書（抄）	52
参考 13	平成29年1月の衛星基幹放送（BS・東経110度CSによる4K・8K実用放送）の業務認定に係る総務省担当者のチェックリスト <欠格事項関係部分>	53

参考 14	基幹放送の業務認定承継認可申請書（抄）	54
参考 15	平成 29 年 1 月 24 日における東北新社を含む衛星基幹放送（BS・東 経 110 度 CS による 4K・8K 実用放送）の業務認定結果の公表資料	56

令和 3 年 3 月 16 日
総 務 省

情報通信行政検証委員会の設置について

今般の総務省における事案により、情報通信行政がゆがめられたのではないかとの疑念が国民に生じている状況を踏まえ、これを客観的かつ公正に検証するため、総務省に、以下のとおり、情報通信行政検証委員会(以下「委員会」という。)を置く。

1 委員会のメンバーは、次のとおりとする。

しし くい よし あき
鹿 喰 善 明 明治大学総合数理学部専任教授

はら だ ひさし
原 田 久 立教大学法学部教授

よこ た きょう こ
横 田 響 子 株式会社コラボ代表取締役

◎ よし の げん た
◎ 吉 野 弦 太 弁護士(のぞみ総合法律事務所)

◎は座長 (敬称略・五十音順)

2 委員会の庶務は、総務省大臣官房秘書課及び大臣官房政策評価広報課において処理するものとする。

情報通信行政検証委員会の検証経緯

3月17日	第1回委員会	委員会の運営方針、検証方針についての討議
3月24日	委員打合せ	外資規制に係る制度内容、許認可の経緯、国会での議論等についての説明聴取・討議
4月1日～ 4月5日	委員打合せ (個別)	資料収集やヒアリングの方針についての打合せ
4月8日	委員打合せ	収集資料の分析、ヒアリングの実施に向けた質問事項等についての打合せ
4月12日	ヒアリング	総務省職員へのヒアリング（1人）
4月13日	ヒアリング	総務省職員へのヒアリング（2人）
4月14日	ヒアリング	総務省職員へのヒアリング（4人）
4月19日	ヒアリング	総務省職員へのヒアリング（1人）
4月21日	ヒアリング	総務省職員へのヒアリング（1人）
4月26日	委員打合せ	ヒアリングの結果分析、追加ヒアリング・資料収集についての討議
4月27日	ヒアリング	東北新社へのヒアリング（2人）
5月6日	ヒアリング・ 委員打合せ	総務省職員へのヒアリング（3人） 追加ヒアリング・資料収集についての討議
5月12日	ヒアリング・ 委員打合せ	総務省職員へのヒアリング（3人） 追加ヒアリング・資料収集についての討議
5月14日	ヒアリング・ 委員打合せ	総務省職員へのヒアリング（3人） ヒアリングの結果分析
5月19日	委員打合せ	報告書の取りまとめ方針について討議
5月28日	第2回委員会	報告書案について討議
6月4日	第3回委員会	報告書取りまとめ

※ 上記、委員会・ヒアリング・打合せに加え、委員専用メーリングリスト含むメールアドレスでの議論があった。

情報通信行政検証委員会 運営方針

令和 3 年 3 月 17 日
情報通信行政検証委員会決定

1 情報通信行政検証委員会の運営

情報通信行政検証委員会(以下「委員会」という。)の議事手続その他、委員会の運営については、この方針の定めるところによる。

2 議事

吉野委員が、座長として、委員会の進行を務める。

座長が出席できない場合は、座長の指名する者が座長代理としてその職務を代行する。

3 委員会の公開

(1) 委員会は、非公開とする。

(2) 毎回の委員会の終了後、各委員の確認を得た上で、議事要旨を作成し、公表する。

4 その他

この方針に定めるもののほか、委員会に関し必要な運営方針に係る事項は、座長が委員会に諮り、定める。

情報通信行政検証委員会における検証の体制、方法等について

「情報通信行政検証委員会運営方針」（令和3年3月17日情報通信行政検証委員会決定）の4に則り、第1回情報通信行政検証委員会における議論に基づき、以下のとおり座長が定める（令和3年3月17日から適用）。

1 検証の体制

委員会に事務局を置く。

委員会は、事務局員として検証作業を補助する弁護士（以下「補助弁護士」という。）を選任できる。

補助弁護士は、委員会の指示に基づき検証作業を補助する。

委員会は、直接、または補助弁護士を介して、委員会が指名した総務省大臣官房職員に資料の収集、整理等の検証に必要な作業を補助させることができる。その場合、指名を受けた総務省大臣官房職員（以下「補助職員」という。）は、委員会及び補助弁護士の指示に基づいて必要な作業を行うものとする。

2 検証の手法

(1) 委員会は、事実をより正確、多角的にとらえるため、次の手法等により検証を行う。

- ① 関係部門等からの資料の収集
- ② 関係者に対するヒアリング
- ③ 書証（電子データを含む。）の分析
- ④ 委員会専用の通報窓口の設置・運用
- ⑤ その他、有効と認められる手法

(2) 検証は、委員会の委員及び委員会の指示を受けた補助弁護士が実施する。

(3) 検証の中で収集した資料は、適切に保全するため、委員会の委員及び補助弁護士並びに補助職員のみが閲覧できる環境の下で、保管・管理する。

3 守秘義務

委員会の委員、補助弁護士及び補助職員は、委員会の検証活動の過程で知り得た秘密については、委員会の終了等により委員、補助弁護士及び補助職員でなくなった後も含め、正当な理由なく外部に公開し、又は漏らさないものとする。

通報窓口の設置・運用について

情報流通行政検証委員会では、検証作業に資するため、本窓口を設置することとしました。

委員会が検証を行う以下の事項について、検証を行うに当たって委員会が認知しておくべき事実や関連情報があれば、以下の提出先までお寄せください。

- ・東北新社グループをめぐる許認可手続や衛星放送事業に関する政策決定
- ・携帯料金値下げやNTTグループをめぐる政策決定

【提出先(メール送付先)】

※ 通報された情報は、のぞみ総合法律事務所において処理し、事案に応じて、委員会の委員、補助弁護士、補助職員(総務省大臣官房秘書課及び政策評価広報課職員)のみが閲覧するようにいたします。また、委員会の委員、補助弁護士、補助職員が閲覧する際には、匿名化を行います。なお、匿名による通報も受け付けます。いずれの場合も、匿名が厳守されます。

通報制度を設置したこと、通報総数やその概要などについては、国会等で説明をすることがありますので、予めご了承ください。

※ 通報された情報については検証において活用させていただきますが、個々の通報に関する対応状況や結果についての回答は致しかねますので、予めご了承ください。

※ 通報頂く場合には、いつ、どこで、誰が何をどうした等、ご存知の事実関係をできるだけ具体的に記述するよう心がけて下さい(そうでないと検証の対象事実を把握できなかつたり、解明できなかつたりして、有効活用ができなくなります。)

※ こちらの確認・問合せを希望しない場合は、その旨、通報に明示願います(例:「連絡は希望しません」)。特段の明示がない場合は、委員会の委員又は補助弁護士から連絡を取らせていただく場合があります。

※ 公益通報者保護法に基づく通報等の他の窓口寄せられた情報のうち、本窓口において扱うことが適当と考えられるものについては、所定の手続を経て本窓口において取り扱うことがあります。また、本窓口寄せられた情報のうち、他の窓口において扱うことが適当と考えられるものについても同様に当該他の窓口で取り扱うことがあります。

情報通信行政検証委員会によるヒアリングの対象となった者

<総務省関係>

奈良 俊哉【大臣官房審議官（情報流通行政局担当）】

鈴木 信也【情報流通行政局総務課長】

湯本 博信【情報流通行政局放送政策課長】

井幡 晃三【情報流通行政局衛星・地域放送課長】

ア【情報流通行政局放送政策課統括補佐】

イ【情報流通行政局衛星・地域放送課長補佐】

ウ【情報流通行政局衛星・地域放送課長補佐】

エ【情報流通行政局総務課総括係長】

オ【情報流通行政局放送政策課政策係長】

カ【情報流通行政局衛星・地域放送課企画係長】

キ【情報流通行政局衛星・地域放送課第一業務係長】

ク【情報流通行政局衛星・地域放送課第二業務係長】

ケ【情報流通行政局衛星・地域放送課第一業務係員】

（以下の者については、体調不良のため、委員会が書面で質問し、回答を得た）

山田 真貴子【情報流通行政局長】

※ 括弧内は平成29年7～8月当時の所属・役職

※※ うち5名については、2回目のヒアリングも実施

<(株)東北新社関係>

コ【執行役員】

サ【デジタルメディア事業部】

※ 括弧内は平成29年7～8月当時の所属・役職

※※ ヒアリングには、株式会社東北新社特別調査委員会からも陪席

衛星基幹放送の業務認定申請書

平成28年10月17日

総務大臣 殿

郵便番号 〒107-8460
 住所 東京都港区赤坂4-8-10
 (ふりがな)

氏名 かぶしきがいしゃ とうほくしんしゃ
 株式会社 東北新社

代表取締役社長

電話番号

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類(注1)	超高精細度テレビジョン放送 (有料放送を含む)
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注2)	株式会社 放送衛星システム
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置(注3)	対地静止衛星軌道 E 110° 経度及び緯度の変動幅 ±0.1°
希望する放送対象地域	日本全国
希望する周波数(注4)	別紙1のとおり
業務開始の予定期日	平成30年12月1日
放送事項(注5)	別紙2のとおり
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(注6)	別紙3のとおり
欠格事由の有無(注7)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

別紙(3) 主たる出資者及び議決権の数

ふりがな 氏名又は名称	住 所	職 業	議決権の総数 に対する議決 権の比率	備 考
■■■ ■■ ■■■ ■■	東京都世田谷区	(株)東北新社 (代)取締役社長(常)	% 19.28	
■■■ ■■■ ■■■ ■■■	東京都世田谷区	(株)東北新社 最高顧問	17.61	
■■■ ■■ ■■■ ■■	東京都世田谷区	会社員	10.54	
■■■ ■■ ■■■ ■■	東京都世田谷区		10.51	
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	LONDON	金融業	4.62	外国法人
■■■ ■■ ■■■ ■■	東京都世田谷区		4.00	
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	東京都港区	情報通信業	—	
■■■■■■■■■■	NEW YORK, NY, USA	金融業	3.21	外国法人
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	東京都港区	持株会	2.33	
■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■	東京都港区	金融業	1.96	
■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■	BRUSSELS, BELGIUM	金融業	1.95	外国法人

■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	BOSTON, MA, USA	金融業	1.73	外国法人
■■■■■■■■■■ ■■■■	NEW YORK, NY USA	金融業	1.58	外国法人
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	SAN FRANCISCO, CA, USA	金融業	1.38	外国法人
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	東京都中央区	金融業	1.10	

別表第二十号(第78条第1項関係)

第1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

2017年8月10日

総務大臣 殿

郵便番号 107-8460
 住所 東京都港区赤坂四丁目8番10号
 (ふりがな) かぶしきかいしゃとうほくしんしゃ だいひょう
 とりしまりやくしゃちょう ■■■■■
 氏名 株式会社 東北新社
 代表取締役社長 ■■■■■
 電話番号 ■■■■■

放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 合併又は分割当事者

(ふりがな) 商号(又は名称)	住所(本店又は主たる事務所の所在地)	(ふりがな) 代表者氏名
かぶしきかいしやすかぱー・えんたーていめんと 株式会社スカパー・エンターテイメント	東京都港区赤坂一丁目14番14号	■■■■■ ■■■■■
かぶしきかいしやすーぱーねっとわーく 株式会社スーパーネットワーク	東京都港区赤坂四丁目8番14号	■■■■■ ■■■■■
かぶしきかいしやふぁみりーげきじょう 株式会社ファミリー劇場	東京都港区赤坂四丁目8番10号	■■■■■ ■■■■■

2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により基幹放送の業務を承継する法人

住所(本店又は主たる事務所の所在地) 東京都港区赤坂四丁目8番10号

(ふりがな) かぶしきかいしゃとうほくしんしゃ

商号又は名称 株式会社東北新社

(ふりがな) ■■■■■ ■■■■
代表者氏名 ■■■■ ■■■■

3 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定年月日
分割決議年月日：2017年7月28日※

※株式会社スカパー・エンターテイメントは2017年7月24日

株式会社スーパーネットワークは2017年7月26日

効力発生予定日年月日：2017年9月17日

4 合併又は分割の理由

放送事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、一層の経営の合理化が求められている。当社はグループ内に基幹放送事業者の認定を受けた子会社・関連会社を複数抱えており、それらを含めたグループ全体の最適化を図るためには各社に散在する同種の業務を一か所に集めて処理することが有用である。よって上記の分割を行い、基幹放送事業者の地位に紐付く業務を当社に集約する。

5 認定基幹放送事業者の地位の承継を必要とする理由(又は地上基幹放送の業務を承継する理由)

4に記載のとおり、経営の合理化を図るためにグループ各社の基幹放送事業者の地位に紐付く業務の当社への集約を進めているが、そのためには各社を基幹放送事業者たらしめている認定基幹放送事業者の地位の承継が必要不可欠であるため。

6 承継に係る基幹放送の種類及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(基幹放送の業務認定申請書に準じ記載すること。)、認定番号(又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号)及び認定基幹放送事業者(又は特定地上基幹放送事業者)の商号又は名称

基幹放送の種類	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	認定番号(又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号)	認定基幹放送事業者(又は特定地上基幹放送事業者)の商号又は名称
衛星基幹放送—テレビジョン放送	申請書別紙1「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」のとおり	CS156号	株式会社スカパー・エンターテイメント
		CS167号	株式会社スーパーネットワーク
		CS170号	株式会社ファミリー劇場

7 事業計画書、事業収支見積り及び基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力

申請書別紙2「事業計画書」のとおり

申請書別紙3「事業収支見積り」のとおり

申請書別紙4「基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力」のとおり

8 欠格事由に関する事項(申請者が法第93条第1項第6号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。)

該当なし(申請書別紙2「事業計画書」各項参照)

第2 添付書類

1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

添付書類1-1「分割契約書の写し」(株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社東北新社)

添付書類1-2「分割契約書の写し」(株式会社スーパーネットワーク、株式会社東北新社)

添付書類1-3「分割契約書の写し」(株式会社ファミリー劇場、株式会社東北新社)

2 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足る書類(地上基幹放送の場合は、基幹放送局提供事業者との放送局設備供給役務に係る契約の写しを含む。)

添付書類2-1

「株式会社スカパー・エンターテイメント取締役会議事録」

添付書類2-2

「株式会社スーパーネットワーク取締役会議事録」

添付書類2-3

「株式会社ファミリー劇場取締役会議事録」

添付書類2-4

「株式会社東北新社取締役会議事録」

3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により基幹放送の業務を承継する法人の定款又は寄附行為の案

添付書類3「株式会社東北新社 定款」

別紙(3) 主たる出資者及び議決権の数

ふりがな 氏名又は名称	住 所	職 業	議決権の総数 に対する議決 権の比率	備 考
■■■■ ■■ ■■■■ ■■	東京都世田谷区	(株)東北新社 (代)取締役社長(常)	% 19.28	
■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■	東京都世田谷区	(株)東北新社 最高顧問	17.61	
■■■■ ■■ ■■■■ ■■	東京都世田谷区	会社員	10.54	
■■■■ ■■ ■■■■ ■■	東京都世田谷区		10.51	
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	LONDON	金融業	4.66	外国法人
■■■■ ■■ ■■■■ ■■	東京都世田谷区		4.00	
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	東京都港区	情報通信業	—	
■■■■■■■■■■ ■■				
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	NEW YORK, NY, USA	金融業	3.34	外国法人
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	東京都港区	持株会	2.26	
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	BRUSSELS, BELGIUM	金融業	1.95	外国法人
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	BOSTON, MA, USA	金融業	1.75	外国法人
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	SAN FRANCISCO, CA, USA	金融業	1.42	外国法人

████████████████████ ████████████████████ ████████████████████	東京都港区	金融業	1.31	
████████████████████ ████████████████████	NEW YORK, NY, USA	金融業	1.14	外国法人
████████████████████ ████████████████████ ████████████████████	LONDON	金融業	1.04	外国法人



平成29年8月16日

各 位

会社名 株式会社 東北新社
 代表者名 代表取締役社長 植村 徹
 (JASDAQ コード2329)
 問合せ先 取締役常務執行役員 伊藤 良平
 電話番号 03-5414-0211 (代表)

当社並びに株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク及び株式会社ファミリー劇場の吸収分割契約締結（簡易吸収分割）中止に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 7 月 28 日付開示いたしました「当社並びに株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク及び株式会社ファミリー劇場の吸収分割契約締結（簡易吸収分割）に関するお知らせ」に関し、本日中止することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 中止となる簡易吸収分割の要旨

(1) 日程

吸収分割契約承認取締役会決議日	平成29年7月28日
吸収分割契約締結	平成29年8月2日
吸収分割の実施予定日（効力発生日）	平成29年9月17日（予定）

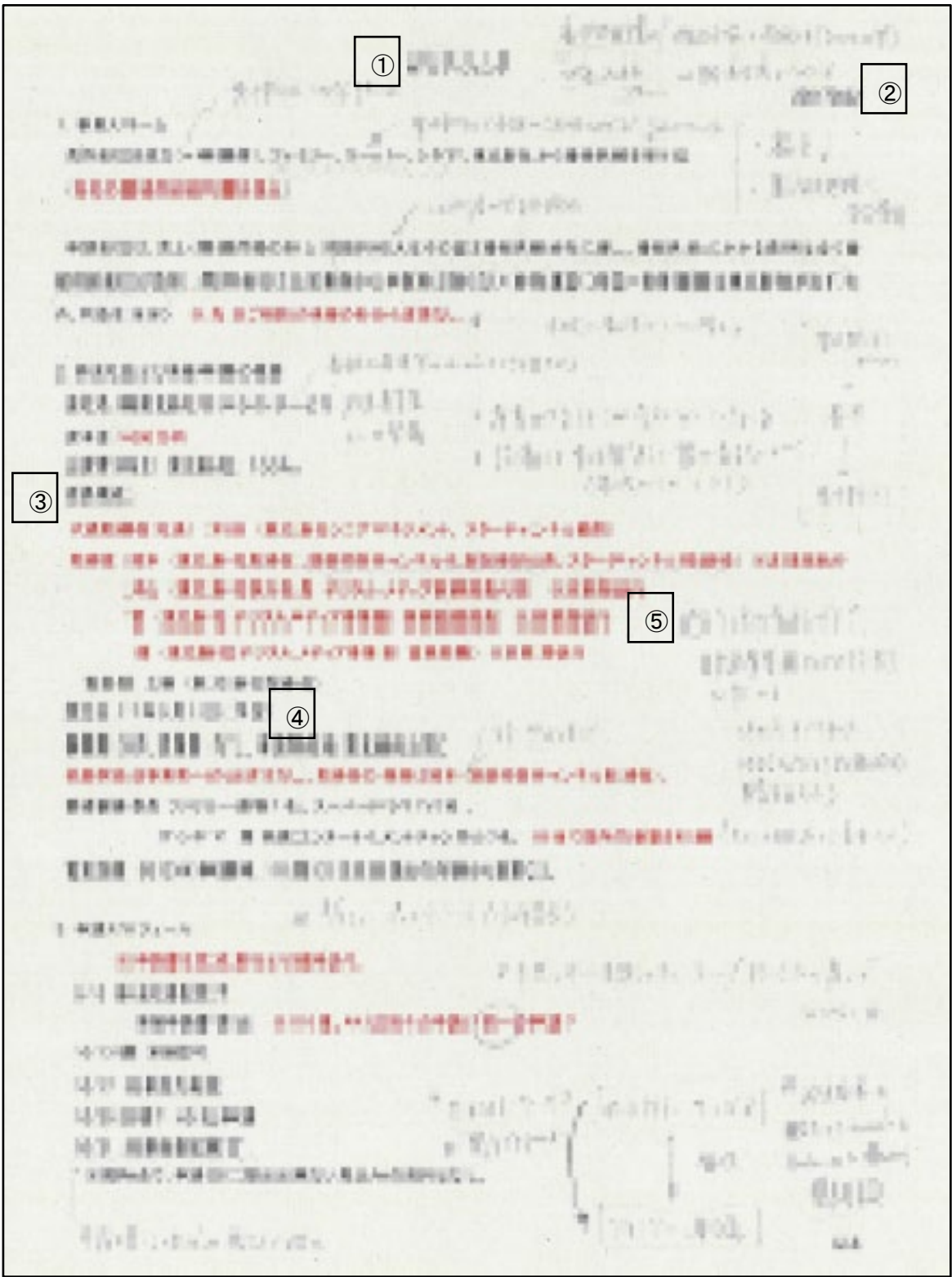
(2) 方式

当社を吸収分割承継会社とし、株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク及び株式会社ファミリー劇場を吸収分割会社とする吸収分割です。

2. 中止の理由

当社は株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク及び株式会社ファミリー劇場が実施している東経110度CSデジタル放送事業における衛星基幹放送事業者の地位を、吸収分割の方法により承継すべく作業を進めてまいりましたが、経営効率の向上の観点から再検討した結果、当社子会社もしくは関連会社を吸収分割承継会社とすべくスキームを見直すこととなったため、中止することにいたしました。

以 上



- ① 「MTGアジェンダ」との記載あり。
- ② 「200170822」との記載あり。
- ③ 「役員構成：」との記載あり。この直下に赤字で新設会社の役員名が記載されているが、東北新社の役員が兼務することとなっている。
- ④ 「従業員：なし」との記載あり。
- ⑤ 手書きにて「◎トンネル会社では？」との記載あり。

別表第二十号(第 78 条第 1 項関係)

第 1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

2017 年 9 月 11 日

総務大臣 殿

郵便番号 107-8460
 住所 東京都港区赤坂四丁目 8 番 10 号
 (ふりがな) かぶしきかいしゃとうほくしんしゃめでいあさーびす
 だいひょうとりしまりやくしゃちょう ■■■■■■
 氏名 株式会社 東北新社メディアサービス
 代表取締役社長 ■■■■■■
 電話番号 ■■■■■■

放送法第 98 条第 2 項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 合併又は分割当事者

(ふりがな) 商号(又は名称)	住所(本店又は主たる事務所の所在地)	(ふりがな) 代表者氏名
かぶしきかいしゃすかばー・えんたーていめんと 株式会社スカパー・エンターテイメント	東京都港区赤坂一丁目 14 番 14 号	■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■
かぶしきかいしゃすーぱーねっとわーく 株式会社スーパーネットワーク	東京都港区赤坂四丁目 8 番 14 号	■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■
かぶしきかいしゃふぁみりーげきじょう 株式会社ファミリー劇場	東京都港区赤坂四丁目 8 番 10 号	■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■
かぶしきかいとうほくしんしゃ 株式会社東北新社	東京都港区赤坂四丁目 8 番 10 号	■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■

2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により基幹放送の業務を承継する法人

住所(本店又は主たる事務所の所在地) 東京都港区赤坂四丁目 8 番 10 号

(ふりがな) かぶしきかいしゃとうほくしんしゃめでいあさーびす

商号又は名称 株式会社東北新社メディアサービス

(ふりがな) ■■■■■
 代表者氏名 ■■■■■

3 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定年月日
 分割決議年月日：2017年9月5日※

※株式会社スカパー・エンターテイメントは2017年●月●日

効力発生予定日年月日：2017年10月14日

4 合併又は分割の理由

放送事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、一層の経営の合理化が求められている。当社はグループ内に認定基幹放送事業者を複数抱えており、それらを含めたグループ全体の最適化を図るためには各社に散在する同種の業務を一か所に集めて処理することが有用である。よって上記の分割を行い、基幹放送事業者の地位に紐づく業務を当社に集約する。

5 認定基幹放送事業者の地位の承継を必要とする理由(又は地上基幹放送の業務を承継する理由)

4に記載のとおり、経営の合理化を図るためにグループ各社の基幹放送事業者の地位に紐づく業務の当社への集約を進めているが、そのためには各社を基幹放送事業者たらしめている認定基幹放送事業者の地位の承継が必要不可欠であるため。

6 承継に係る基幹放送の種類及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(基幹放送の業務認定申請書に準じ記載すること。)、認定番号(又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号)及び認定基幹放送事業者(又は特定地上基幹放送事業者)の商号又は名称

基幹放送の種類	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	認定番号(又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号)	認定基幹放送事業者(又は特定地上基幹放送事業者)の商号又は名称
衛星基幹放送—テレビジョン放送	申請書別紙1「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」のとおり	CS 第 156 号	株式会社スカパー・エンターテイメント
		CS 第 167 号	株式会社スーパーネットワーク
		CS 第 170 号	株式会社ファミリー劇場
衛星基幹放送—超高精細度テレビジョン放送		BS 第 125 号	株式会社東北新社

7 事業計画書、事業収支見積り及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力
 申請書別紙2「事業計画書」のとおり

申請書別紙 3「事業収支見積り」のとおり

申請書別紙 4「基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力」のとおり

- 8 欠格事由に関する事項(申請者が法第 93 条第 1 項第 6 号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。)

該当なし(申請書別紙 2「事業計画書」各項参照)

第 2 添付書類

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

添付書類 1-1「分割契約書の写し」(株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社東北新社メディアサービス)

添付書類 1-2「分割契約書の写し」(株式会社スーパーネットワーク、株式会社東北新社メディアサービス)

添付書類 1-3「分割契約書の写し」(株式会社ファミリー劇場、株式会社東北新社メディアサービス)

添付書類 1-4「分割契約書の写し」(株式会社東北新社、株式会社東北新社メディアサービス)

- 2 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類(地上基幹放送の場合は、基幹放送局提供事業者との放送局設備供給役務に係る契約の写しを含む。)

添付書類 2-1

「株式会社スカパー・エンターテイメント取締役会議事録」

添付書類 2-2

「株式会社スーパーネットワーク取締役会議事録」

添付書類 2-3

「株式会社ファミリー劇場取締役会議事録」

添付書類 2-4

「株式会社東北新社取締役会議事録」

添付書類 2-5

「株式会社東北新社メディアサービス取締役会議事録」

- 3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により基幹放送の業務を承継する法人の定款又は寄附行為の案

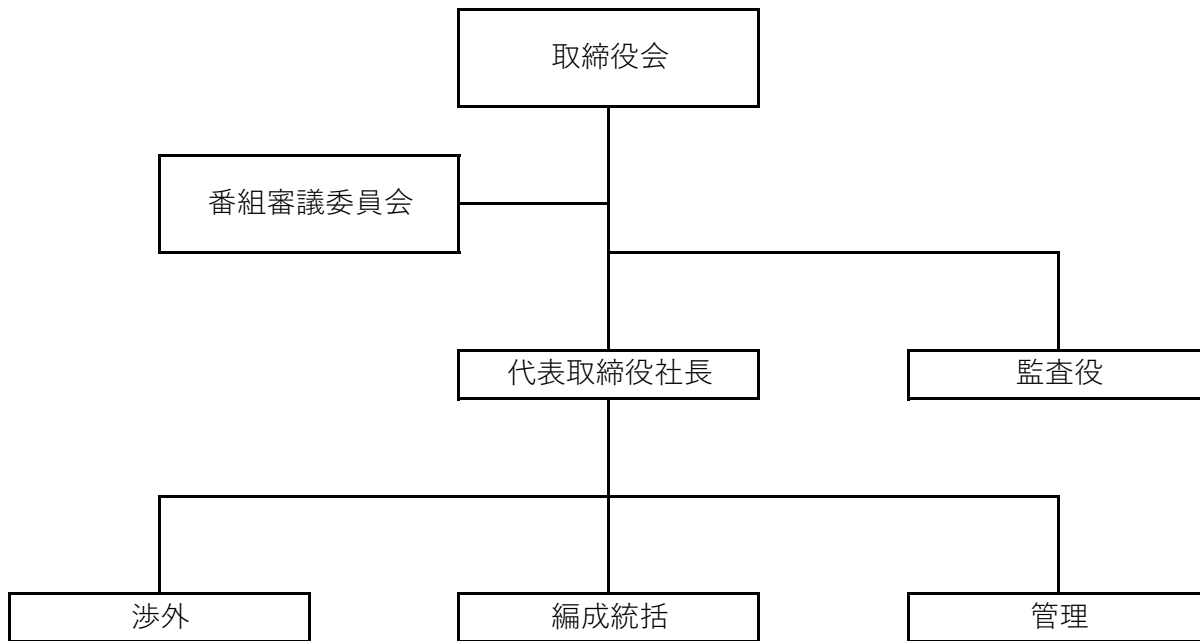
添付書類 3「株式会社東北新社メディアサービス 定款」

別紙(3) 主たる出資者及び議決権の数

ふりがな	住 所	職 業	議決権の総数 に対する議決 権の比率	備 考
氏名又は名称				
<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>	東京都港区	情報通信業	% 100.00	

■東北新社メディアサービス 業務体制図

2017/8/25



※従業員はいずれも東北新社の従業員であり、兼務で当社の業務を行う

○放送法（昭和 25 年法律第 132 号）
（認定）

第九十三条

2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一～八 （略）

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）
（申請書）

第六十四条 法第九十三条第二項に規定する申請書の様式は、別表第六号に掲げるとおりとする。

別表第六の二号(第 64 条関係)

衛星基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第 93 条第 2 項の規定により申請します。

基幹放送の種類(注 1)	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注 2)	
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置(注 3)	
希望する放送対象地域	
希望する周波数(注 4)	
業務開始の予定期日	
放送事項(注 5)	
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(注 6)	
欠格事由の有無(注 7)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(略)

注 7 法第 93 条第 1 項第 6 号（協会にあつては、同号イからハマまでに限る。）の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の口には、該当する事項にレ印を付けること。

○放送法（昭和 25 年法律第 132 号）

（認定）

第九十三条

3 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（添付書類等）

第六十五条 法第九十三条第三項の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、同項の事業収支見積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。

別表第七の二号(第 65 条第 1 項関係)

第 2 衛星基幹放送に係る事業計画書

事業計画書	
長 辺	(別紙)
	<input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額
	<input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
	<input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及び議決権の数
	<input type="checkbox"/> (4) 3 分の 1 を超える議決権を有する者に関する事項
	<input type="checkbox"/> (5) 10 分の 1 を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は 3 分の 1 を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
	<input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項
	<input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準
	<input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画
	<input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項
	<input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項
	<input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
	<input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項
	<input type="checkbox"/> (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
	<input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画
	<input type="checkbox"/> (15) 将来の事業予定
	<input type="checkbox"/> (16) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要
<input type="checkbox"/> (17) 周波数の使用に関する計画	

短辺 （日本産業規格 A 列 4 番によること。）

(略)

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ふりがな	住所	職業	議決権の総数に対する 議決権の比率	備考
氏名又は名称			%	

(注 1) 議決権の総数に対する議決権の比率が 100 分の 1 以上の者(株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員)について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

欠格事由への非該当
放送法関係審査基準 第6条(7):マニユアルP83

チェック項目	審査ポイント	確認書類	マニユアル参照ページ	通/否
1 外国性	事業計画書別紙6「役員に関する事項」において、日本国の法人として設立登記されているか	別表第6の2号 欠格事由の有無 別表第7の2号 別紙6 別紙 登記事項証明書	P40 別表第7の2号 別紙6	
2 外国性	事業計画書別紙6「役員に関する事項」において、役員又は役員予定者の履歴書、役員予定者の役員就任承諾書が添付されているか	別表第7の2号 別紙6 履歴書、役員就任承諾書	P40 別表第7の2号 別紙6	
3 外国性	事業計画書別紙6「役員に関する事項」において、業務を執行する特定役員が日本の国籍を有しているか ※特定役員とは「社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に從事している者」であり、「これらに準ずる者」とは常務取締役以上の者と同等に法人の経営の中枢に参画している者、いわゆるCEOやCOO(一般的には最高経営責任者、最高執行責任者と訳される)等をいう。	別表第6の2号 欠格事由の有無 別表第7の2号 別紙6 履歴書、役員就任承諾書 別紙 登記事項証明書	P40 別表第7の2号 別紙6	
4 外国性	事業計画書別紙6「役員に関する事項」において、日本国籍を持たない者が議決権の5分の1以上を占めていないか	別表第6の2号 欠格事由の有無 別表第7の2号 別紙6	P35 別表第7の2号 別紙3 P40 別表第7の2号 別紙6	
5 放送法又は電波法による処罰経歴等の有無	基幹放送の業務を行おうとする者は、放送法又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又はその執行を受けることなくなつた日から2年を経過していない者ではないか	別表第6の2号 欠格事由の有無 別表第7の2号 別紙6	P5 別表第6の2号 欠格事由の有無	

判定 欠格事由に該当していないと認められるか

その他

※欠格事由の該当要件

放送法第93条第1項第6号

へ(放送法又は電波法による処罰経歴等の有無)

基幹放送の業務を行おうとする者は、放送法又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又はその執行を受けることなくなつた日から2年を経過していない者ではないか

・ト(基幹放送事業者の登録の取り消しの有無)

・チ(登録一般放送事業者の登録の取り消しの有無)

・リ(基幹放送局の免許の取り消しの有無)

・ニ(基幹放送局の免許の取り消しの有無)

・ハ(移動受信用地上基幹放送局の開設計画の認定の取り消しの有無)

・ニ(移動受信用地上基幹放送局の開設計画の認定の取り消しの有無)

・ル(役員)の欠格事由)

基幹放送の業務を行おうとする者が法人又は団体であつて、その役員が上記へ～ヌのいずれかに該当する者ではないか

基幹放送の業務を行おうとする者が法人又は団体であつて、その役員が上記へ～ヌのいずれかに該当する者ではないか

基幹放送の業務を行おうとする者が法人又は団体であつて、その役員が上記へ～ヌのいずれかに該当する者ではないか

基幹放送の業務を行おうとする者が法人又は団体であつて、その役員が上記へ～ヌのいずれかに該当する者ではないか

基幹放送の業務を行おうとする者が法人又は団体であつて、その役員が上記へ～ヌのいずれかに該当する者ではないか

基幹放送の業務を行おうとする者が法人又は団体であつて、その役員が上記へ～ヌのいずれかに該当する者ではないか

基幹放送の業務を行おうとする者が法人又は団体であつて、その役員が上記へ～ヌのいずれかに該当する者ではないか

基幹放送の業務を行おうとする者が法人又は団体であつて、その役員が上記へ～ヌのいずれかに該当する者ではないか

基幹放送の業務を行おうとする者が法人又は団体であつて、その役員が上記へ～ヌのいずれかに該当する者ではないか

基幹放送の業務を行おうとする者が法人又は団体であつて、その役員が上記へ～ヌのいずれかに該当する者ではないか

基幹放送の業務を行おうとする者が法人又は団体であつて、その役員が上記へ～ヌのいずれかに該当する者ではないか

基幹放送の業務を行おうとする者は、放送法又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又はその執行を受けることなくなつた日から2年を経過していない者ではないか

基幹放送の業務を行おうとする者は、放送法又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又はその執行を受けることなくなつた日から2年を経過していない者ではないか

基幹放送の業務を行おうとする者は、放送法又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又はその執行を受けることなくなつた日から2年を経過していない者ではないか

基幹放送の業務を行おうとする者は、放送法又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又はその執行を受けることなくなつた日から2年を経過していない者ではないか

基幹放送の業務を行おうとする者は、放送法又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又はその執行を受けることなくなつた日から2年を経過していない者ではないか

基幹放送の業務を行おうとする者は、放送法又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又はその執行を受けることなくなつた日から2年を経過していない者ではないか

基幹放送の業務を行おうとする者は、放送法又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又はその執行を受けることなくなつた日から2年を経過していない者ではないか

基幹放送の業務を行おうとする者は、放送法又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又はその執行を受けることなくなつた日から2年を経過していない者ではないか

基幹放送の業務を行おうとする者は、放送法又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又はその執行を受けることなくなつた日から2年を経過していない者ではないか

基幹放送の業務を行おうとする者は、放送法又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又はその執行を受けることなくなつた日から2年を経過していない者ではないか

○放送法（昭和 25 年法律第 132 号）

（承継）

第九十八条

- 2 認定基幹放送事業者が基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、又は認定基幹放送事業者たる法人が合併若しくは分割（基幹放送の業務を行う事業を承継させるものに限る。）をしたときは、当該事業を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定基幹放送事業者の地位を承継することができる。

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（認定の承継の申請）

- 第七十八条 法第九十八条第二項の規定により認定基幹放送事業者の地位を承継しようとするとき又は同条第三項前段の規定により認可を受けようとするとき（合併又は分割による場合に限る。）は、別表第二十号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。
- 一 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名
 - 二 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により基幹放送の業務を承継する法人の予定する商号又は名称、住所及び代表者の氏名
 - 三 合併又は分割決議年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定年月日
 - 四 合併又は分割の理由
 - 五 認定基幹放送事業者の地位の承継を必要とする理由（法第九十八条第三項前段の場合にあつては、地上基幹放送の業務を承継する理由）
 - 六 承継に係る基幹放送の種類、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、認定番号（法第九十八条第三項前段の場合にあつては、無線局の識別番号、種別及び免許の番号）及び認定基幹放送事業者（同項前段の場合にあつては、特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称
 - 七 事業計画、事業収支見積り及び基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力
（略）

別表第二十号（第 78 条第 1 項関係）

第 1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

放送法第 98 条第 2 項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい（又は放送法第 98 条第 3 項前段の規定により認可を受けたい）ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 合併又は分割当事者

(ふりがな) 商号(又は名称)	住所(本店又は主たる事務 所の所在地)	(ふりがな) 代表者氏名

2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により基幹放送の業務を承継する法人

住所(本店又は主たる事務所の所在地)

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

3 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定年月日

4 合併又は分割の理由

5 認定基幹放送事業者の地位の承継を必要とする理由(又は地上基幹放送の業務を承継する理由)

6 承継に係る基幹放送の種類及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(基幹放送の業務認定申請書に準じ記載すること。)、認定番号(又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号)及び認定基幹放送事業者(又は特定地上基幹放送事業者)の商号又は名称

基幹放送の	基幹放送の業務に	認定番号(又は無線	認定基幹放送事業者(又
-------	----------	-----------	-------------

種類	用いられる電気通 信設備の概要	局の識別信号、種別 及び免許の番号)	は特定地上基幹放送事業 者)の商号又は名称

7 事業計画書、事業収支見積り及び基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力

8 欠格事由に関する事項(申請者が法第93条第1項第6号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。)

第2 添付書類

1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

2 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足る書類(地上基幹放送の場合は、基幹放送局提供事業者との放送局設備供給役務に係る契約の写しを含む。)

3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により基幹放送の業務を承継する法人の定款又は寄附行為の案



平成 29 年 1 月 24 日

BS・東経110度CSによる4K・8K実用放送の 業務等の認定の実施

～超高精細度テレビジョン放送に係る衛星基幹放送業務及び
超高精細度テレビジョン放送の試験放送に係る衛星基幹放送業務関連～

総務省は本日、BS・東経110度CSによる4K・8K実用放送の業務及び東経110度CSによる4K試験放送の業務の認定をしました。

概要

総務省は本日、本年1月11日の電波監理審議会からの答申を踏まえ、BS・東経110度CSによる4K・8K実用放送の業務及び東経110度CSによる4K試験放送の業務の認定をし、認定を受けた者の代表者に対し認定証を交付しました。

なお、認定を受けた者は別紙のとおりです。

※ ここで「BS・東経110度CSによる4K・8K実用放送の業務」とは超高精細度テレビジョン放送（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第2条第1項第28号の3の2）に係る衛星基幹放送業務を、「東経110度CSによる4K試験放送の業務」とは超高精細度テレビジョン放送の試験放送に係る衛星基幹放送業務を指します。

〈関係報道資料〉

・ 超高精細度テレビジョン放送に係る衛星基幹放送業務及び超高精細度テレビジョン放送の試験放送に係る衛星基幹放送業務の認定の申請受付並びに申請希望者に対する説明会の開催（平成28年9月9日）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000077.html

・ 株式会社放送衛星システム所属衛星基幹放送局及びスカパーJSAT株式会社所属衛星基幹放送試験局・衛星基幹放送局の予備免許並びに衛星基幹放送の業務の認定申請の受付期間（平成28年9月14日）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000078.html

・ BS・東経110度CSによる4K・8K実用放送の業務等の認定申請の受付結果（平成28年10月19日）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000079.html

・ BS・東経110度CSによる4K・8K実用放送の業務等の認定に係る電波監理審議会からの答申（平成29年1月11日）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000081.html

(別紙)

認定を受けた者

(1) 超高精細度テレビジョン放送に係る衛星基幹放送業務の認定

(a) BS放送用周波数(右旋円偏波の電波の周波数)のうち第7チャンネル及び第17チャンネル

No	周波数	認定を受けた者	番組名 (スロット数等※)	放送開始予定日
1	7 (11.84256GHz)	(株)ビーエス朝日	BS朝日 (40スロット、4K)	平成30年12月1日
2	7 (11.84256GHz)	(株)BSジャパン	BSジャパン (40スロット、4K)	平成30年12月1日
3	7 (11.84256GHz)	(株)BS日本	BS日テレ (40スロット、4K)	平成31年12月1日
4	17 (12.03436GHz)	日本放送協会	NHK SHV 4K (40スロット、4K)	平成30年12月1日
5	17 (12.03436GHz)	(株)BS-TBS	BS-TBS 4K (40スロット、4K)	平成30年12月1日
6	17 (12.03436GHz)	(株)ビーエスフジ	BSフジ (40スロット、4K)	平成30年12月1日

※ 1トランスポンダあたり120スロットにつき、40スロットは1/3トランスポンダに相当。

(b) BS放送用周波数(左旋円偏波の電波の周波数)のうち第8チャンネル、第12チャンネル及び第14チャンネル

No	周波数	認定を受けた者	番組名 (スロット数等※)	放送開始予定日
1	8 (11.86174GHz)	SC サテライト放送(株)	ショップチャンネル (40スロット、4K)	平成30年12月1日
2	8 (11.86174GHz)	(株)QVCサテライト	QVC (40スロット、4K)	平成30年12月31日
3	8 (11.86174GHz)	(株)東北新社	映画エンタテインメントチャンネル (40スロット、4K)	平成30年12月1日
4	12 (11.93846GHz)	(株)WOWOW	WOWOW (40スロット、4K)	平成32年12月1日
5	14 (11.97682GHz)	日本放送協会	NHK SHV 8K (120スロット、8K)	平成30年12月1日

※ 1トランスポンダあたり120スロットにつき、40スロットは1/3トランスポンダに相当。

(c) 東経 110 度CS 放送用周波数（左旋円偏波の電波の周波数）のうちチャンネル番号ND9、ND11、ND19、ND21 及びND23

No	周波数	認定を受けた者	番組名 (スロット数等※)	放送開始予定日
1	ND9 (12.431GHz)	(株)スカパー・ エンターテイメント	スカチャン4K 1 (60 スロット、4K)	平成 30 年 12 月 1 日
2	ND9 (12.431GHz)		スカチャン4K 2 (60 スロット、4K)	平成 30 年 12 月 1 日
3	ND11 (12.471GHz)		スカチャン4K 3 (60 スロット、4K)	平成 30 年 12 月 1 日
4	ND11 (12.471GHz)		スカチャン4K 4 (60 スロット、4K)	平成 30 年 12 月 1 日
5	ND19 (12.631GHz)		スカチャン4K 5 (60 スロット、4K)	平成 30 年 12 月 1 日
6	ND19 (12.631GHz)		スカチャン4K 6 (60 スロット、4K)	平成 30 年 12 月 1 日
7	ND21 (12.671GHz)		スカチャン4K 7 (60 スロット、4K)	平成 30 年 12 月 1 日
8	ND23 (12.711GHz)		スカチャン4K 8 (60 スロット、4K)	平成 30 年 12 月 1 日

※ 1 トランスポンダあたり 120 スロットにつき、60 スロットは 1/2 トランスポンダに相当。

(2) 超高精細度テレビジョン放送の試験放送に係る衛星基幹放送業務の認定
(東経 110 度CS 放送用周波数（左旋円偏波の電波の周波数）のうちチャンネル番号ND23)

No	周波数	認定を受けた者	番組名 (スロット数※)	放送開始予定日
1	ND23 (12.711GHz)	(一社)放送サービス 高度化推進協会	A-PAB試験放送 (60 スロット、4K)	平成 29 年 4 月 1 日

※ 1 トランスポンダあたり 120 スロットにつき、60 スロットは 1/2 トランスポンダに相当。

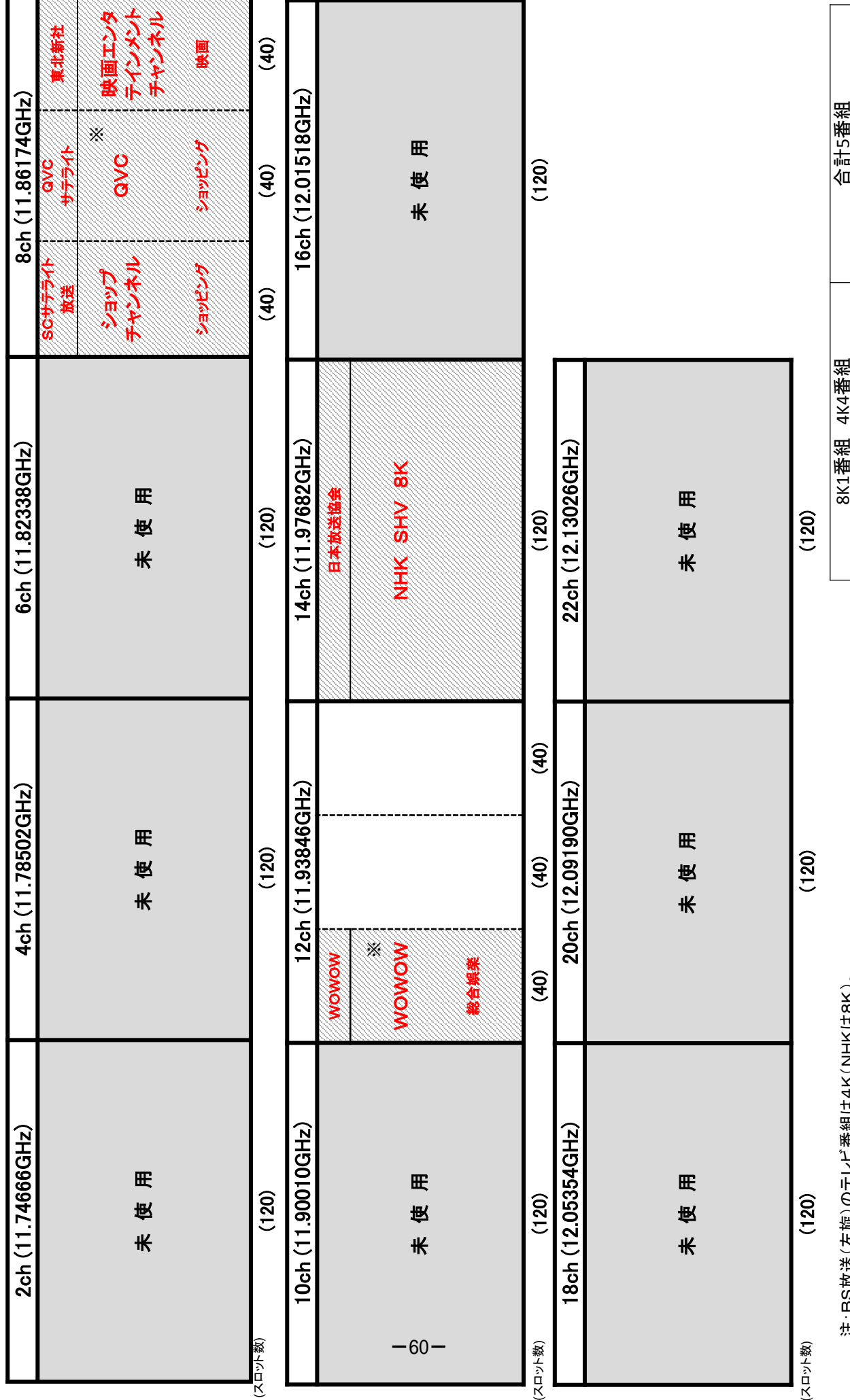
BS放送(右旋)のテレビ番組のチャンネル配列図

1ch (11.72748GHz)		3ch (11.76584GHz)		13ch (11.95764GHz)		15ch (11.99600GHz)	
BS朝日 総合編成	BS-TBS 総合編成	BS Japan 総合編成	WOWOW プライム 総合娯楽	NHK BSプレミアム 総合娯楽	BS日テレ 総合編成	BSフジ 総合編成	BSアニメマッ クス アニメ
				テレビ ニッ ポ ン チャンネル 総合娯楽 [SD]			NHK BS1 総合娯楽
							スターチャ ンネル2 映画
							スターチャ ンネル3 映画
(16)	(16)	(16)	(24)	(18)	(16)	(16)	(20)
5ch (11.80420GHz)		7ch (11.84256GHz)		9ch (11.88092GHz)		11ch (11.91928GHz)	
WOWOW ライブ 総合娯楽	WOWOW シネマ 総合娯楽	BS朝日 総合編成	BSジャパン 総合編成	BS11 総合編成	スターチャ ンネル1 映画	Twelve 総合編成	放送大学 総合娯楽
							FOXスポー ツ &エンター テイン メント 総合娯楽
							BS スカパー ! 総合娯楽
(16)	(16)	(16)	(40)	(18)	(15)	(15)	(16)
17ch (12.03436GHz)		19ch (12.07272GHz)		21ch (12.11108GHz)		23ch (12.14944GHz)	
NHK SHV 4K 総合編成	BS-TBS 4K 総合編成	BSフジ 総合編成	グリーンチャンネル 農林水産情報・ 中央競馬	イマジカ BS・映画 映画	J SPORTS 4 スポーツ	J SPORTS 3 スポーツ	BS釣りビジョ ン 総合娯楽
							BS日本映画 専門チャ ンネル 映画
							Dlife 総合編成
(40)	(40)	(40)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)

注: 斜体表示のテレビ番組(7ch、17ch)は4K。
 ※1 BS日テレは平成31年12月1日より、それ以外は平成30年12月1日より放送開始予定。
 ※2 データ放送(1番組)、音声放送(1番組)を除く。

4K6番組 HD28番組 SD1番組 ※2	合計35番組 ※2
-----------------------	-----------

BS放送(左旋)のテレビ番組のチャンネル配列図



注: BS放送(左旋)のテレビ番組は4K(NHKは8K)。

※ QVCは平成30年12月31日より、WOWOWは平成32年12月1日より、それ以外は平成30年12月1日より放送開始予定。

東経110度CS放送(左旋)のテレビ番組のチャンネル配列図

ND1 (12.271GHz)	ND3 (12.311GHz)	ND5 (12.351GHz)	ND7 (12.391GHz)
未使用	未使用	未使用	未使用

(120)

(120)

(120)

(120)

(スロット数)

ND9 (12.431GHz)	ND11 (12.471GHz)	ND13 (12.511GHz)	ND15 (12.551GHz)
スカチャン4K 1 スカチャン4K 2 スカチャン4K 3 スカチャン4K 4 総合娯楽	スカチャン4K 3 スカチャン4K 4 総合娯楽	未使用	未使用

(120)

(120)

(60)

(60)

(スロット数)

ND17 (12.591GHz)	ND19 (12.631GHz)	ND21 (12.671GHz)	ND23 (12.711GHz)
未使用	スカチャン4K 5 スカチャン4K 6 総合娯楽	スカチャン4K 7 総合娯楽	【平成29年4月1日～】 A-PAB試験放送 【平成30年12月1日～】 スカチャン4K 8 総合娯楽

(120)

(60)

(60)

(60)

(スロット数)

注: 東経110度CS放送(左旋)のテレビ番組は4K。

※ A-PAB試験放送は平成29年4月1日からスカチャン4K 8(実用放送)開始まで放送予定。
スカチャン4K 1から8まで(実用放送)は平成30年12月1日より放送開始予定。

4K8番組

合計8番組